



富山大学学報

第88～90号

(昭和42年3月—5月)

目 次

関 係 法 令	2
国立学校設置法施行令の一部を改正する政令 (政令第54号) <抜粋>	3
国立学校設置法施行令の一部を改正する政令 (政令第96号) <抜粋>	3
国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程 を定める政令の一部を改正する政令(政令 第55号) <抜粋>	3
国立学校設置法施行規則の一部を改正する省 令(省令第2号) <抜粋>	3
国立学校設置法施行規則の一部を改正する省 令(省令第11号) <抜粋>	4
国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科 目に関する省令の一部を改正する省令(省令 第3号) <抜粋>	4
国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科 目に関する省令の一部を改正する省令(省令 第13号) <抜粋>	5
学 内 規 則	
富山大学教養部規則の制定	6
〃 教養部教授会規則の制定	7
〃 教養部運営協議会規則の制定	8
〃 大学院学則の制定	8
〃 大学院委員会規則の制定	10
〃 大学院薬学研究科規則の制定	11
〃 大学院工学研究科規則の制定	11
〃 大学院薬学研究科委員会規則の制定	13
〃 大学院工学研究科委員会規則の制定	13
〃 学則の一部改正	14
〃 工学部規程の一部改正	15
〃 教養部設立準備委員会規則の一部改正	15
〃 事務組織規程の一部改正	15
〃 評議会規程の一部改正	16
〃 補導協議会規程の一部改正	16
〃 入学試験管理委員会規程の一部改正	16
〃 入学者選抜方法研究委員会規則の一部改正	16
〃 建築委員会規程の一部改正	16

〃 文化部会規程の一部改正	17
〃 体育部会規程の一部改正	17
〃 公務員宿舎委員会規程の一部改正	17
〃 レクリエーション委員会規程の一部改正	17
〃 学長選考基準の一部改正	17
〃 名誉教授に関する規程の一部改正	17
〃 健康安全組織規程の一部改正	18
〃 教員(教授・助教授・講師)選考基準 の一部改正	18
富山大学文書処理規程の一部改正	18
〃 文書決裁規程の一部改正	18
〃 国有財産取扱規程の一部改正	18
〃 附属図書館商議会規程の一部改正	18
〃 学生会館運営委員会規則の一部改正	19
〃 体育館運営委員会規則の一部改正	19
〃 学寮補導委員会規則の一部改正	19
〃 計算センター運営委員会規則の一部改正	19
〃 放射性同位元素委員会規則の一部改正	19
〃 電気工作物保安規則の一部改正	19
〃 学位規則の一部改正	20
〃 学部補導委員会規程の一部改正	20
〃 学部図書委員会規程の一部改正	20
〃 建築委員会規程の一部改正	20
〃 学長選考基準細則の一部改正	21
〃 文書処理規程の一部改正	21
〃 国有財産取扱規程の一部改正	21
〃 国有財産使用規程の一部改正	21
〃 教養部設立準備委員会規則の廃止	23
諸 会 議	23
人 事 異 動	24
学 内 諸 報	29
昭和41年度卒業式	29
昭和41年度大学院学位記授与式	30
昭和42年度入学試験	30
昭和42年度入学式	30
昭和42年度大学院入学式	32
昭和42年度科学教育研究室入室式	32
教養部の設置	32
教育学部に養護学校教員養成課程を設置	32
大学院工学研究科の設置	32
プールの新設	33
永年勤続者の表彰	33
全学運動会	33
第13回大学祭	33
桜井教授に日本薬学会教育賞	33
職 員 消 息	34
主 要 日 誌	35

関係法令

法律

- 5 文部省設置法の一部を改正する法律 3. 31
号外30
- 6 昭和42年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律 //
- 17 文部省設置法の一部を改正する法律 5. 31
号外59
- 18 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律 //
- 20 所得税法の一部を改正する法律 //

政令

- 54 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令 3. 31
号外30
- 55 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令 //
- 62 所得税法施行令の一部を改正する政令 4. 14
- 64 日本育英会法施行令の一部を改正する政令 4. 20
- 95 文部省組織令の一部を改正する政令 5. 31
号外60
- 96 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令 //
- 97 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令 //
- 105 所得税法施行令の一部を改正する政令 //

省令

〔文部省〕

- 2 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 3. 31
号外34
- 3 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令 4. 22
号外42
- 7 大学入学資格検定規程等の一部を改正する省令 4. 28
- 9 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令 5. 31
号外62
- 10 文部省定員規則の一部を改正する省令 //
- 11 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 //
- 12 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令 5. 13
号外63
- 13 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令 //

〔大蔵省〕

- 9 国家公務員共済組合法規則の一部を改正する省令 3. 25
号外28
- 14 国有財産法施行規則の一部を改正する省令 4. 1
号外39

規則

〔人事院〕

- 8—18 採用試験に関する規則 3. 1
号外22
- 10—4 職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則 3. 25
- 9—6 俸給の調整額の一部を改正する規則 3. 31
- 9—1 非常勤職員の給与の一部を改正する規則 4. 1
号外39
- 9—30 特殊勤務手当の一部を改正する規則 //
- 9—2 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則 4. 13
- 9—8 初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則 4. 13

訓令

〔文部省〕

- 2 文部省所轄機関の研究部長等及び研究室長等の選考基準 3. 17
- 3 事務局に部を置く国立大学等を指定する訓令の一部を改正する訓令 3. 31
号外33
- 4 国立大学の附属図書館に置く分館を定める訓令の一部を改正する訓令 //
- 5 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 //
- 6 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 //
- 7 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令 //
- 8 国立大学又は国立大学の学部置く分校を定める訓令の一部を改正する訓令 4. 13
- 9 文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令 //
- 11 教頭を置く国立大学の学部の附属幼稚園を指定する訓令 4. 18
- 12 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令 5. 31
号外62
- 13 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 //
- 14 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 //
- 15 文部省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令 //
- 16 国立大学又は国立大学の学部置く分校を定める訓令の一部を改正する訓令 //

- 17 国立大学の附属図書館に置く分館を定める訓令の一部を改正する訓令 //
- 18 教頭を置く国立大学の学部の附属幼稚園を指定する訓令の一部を改正する訓令 //
- 19 薬剤部を置く国立大学の学部の附属病院の分院等を指定する訓令の一部を改正する訓令 //
- 20 国立大学の事務局等の部及び課に関する訓令 //

告 示

〔文部省〕

- 120 昭和40年度科学研究費補助金の計画調査の提出期間を定める件 3. 10
- 124 文部省共済組合運営規則の一部を改正する件 3. 29

官庁報告

- 採用試験の対象となる官職から除かれる官職に関し決定した件(人事院公示3) 3. 1 号外22
- 人事院の認定に係る受験資格に関し決定した件(人事院公示4) //
- 昭和30年人事院公示第1号の廃止に関し決定した件(人事院公示5) //
- 採用試験及び採用試験の試験機関の指定の告知(人事院) //
- 昭和32年人事院公示第5号の一部改正に関し決定した件(人事院公示6) 4. 1
- 試験機関の長たる人事院総裁の権限の一部の委任に関し決定した件(人事院公示7) //
- 昭和32年人事院事務総局公示第1号の一部改正に関し決定した件(人事院事務総局公示1) //
- 採用試験に定める試験機関の長で人事院事務総長に委任されたものの一部の委任に関し決定した件(人事院事務総局公示2) //
- 昭和42年度国家公務員採用試験施行計画(人事院事務総局) //
- 学位授与(文部省) 4. 1 号外40
- 昭和42年度国家公務員採用初級試験(第1回)公告(人事院事務総局) 4. 5
- 昭和42年度国家公務員採用上級甲種試験公告(人事院事務総長) 4. 20
- 昭和42年度国家公務員採用上級乙種試験公告(人事院事務総長) //
- 学位授与(文部省) 5. 25
- 第32回薬剤師国家試験合格者(厚生省) 5. 31 号外61

公 告

- 文部省共済組合定款の一部改正について 3. 29

政令第54号(42.3.31・号外30)

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

(抜 粋)

国立学校設置法施行令(昭和29年政令第43号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第1

国立大学の名称	上欄の国立大学に置かれる職員の定員
富 山 大 学	682人

附 則

この政令は、昭和42年4月1日から施行する。

政令第96号(42.5.31・号外60)

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

(抜 粋)

国立学校設置法施行令(昭和29年政令第43号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第1

国立大学の名称	上欄の国立大学に置かれる職員の定員
富 山 大 学	686人

附 則

1. この政令は、昭和42年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中九州芸術工科大学に係る部分については、昭和43年4月1日から施行する。
2. (略)

政令第55号(42.3.31・号外30)

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令

(抜 粋)

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和38年政令第96号)の一部を次のように改正する。

表中富山大学の項を次のように改める。

富 山 大 学	薬学研究科	2 年 の 課 程
	工学研究科	

(中略)

附 則

この政令は、昭和42年4月1日から施行する。

省令第2号(42.3.31・号外34)

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

(抜 粋)

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「新潟大学」を「新潟大学 に、
富山大学」
「神戸大学」を「神戸大学 に改める。
鳥取大学」

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

国立大学の名称	学長	教授	助教	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
富山大学	1	120	116	4	43	37	1	360	682

(中略)

附 則

この省令は、昭和42年4月1日から施行する。

省令第11号（42.5.31・号外62）

国立学校設置法施行規則の
一部を改正する省令

(抜 粋)

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第1を次のように改める。

別表第1

国立大学の名称	学長	教授	助教	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
富山大学	1	122	117	4	43	37	1	361	686

(中略)

附 則

1. この省令は、昭和42年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中九州芸術工科大学に係る部分については、昭和43年4月1日から施行する。

2～4 (省 略)

省令第3号（42.4.22・号外42）

国立大学の学科及び課程並びに講座及び
学科目に関する省令の一部を改正する省
令

(抜 粋)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和39年文部省令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第74までを次のように改める。

別表第34

富山大学
文理学部
文学科

哲 学
哲 学 史
国 史 学
東 洋 史 学
西 洋 史 学
国 語 学

理 学 科

代数学及び幾何学
解析学及び応用解析学
固体物理学
量子物理学
物質構造学
物理化学

国 文 学
英 語 学
英 文 学
ドイ ツ 語 学
ドイ ツ 文 学

有 機 及 び 生 物 化 学
無 機 及 び 分 析 化 学
動 物 形 態 学
動 物 生 理 学
植 物 生 理 及 び 形 態 学
地 学

教育学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学校教員養成課程

国 語 学
国 文 学
書 道
歴 史 学
地 理 学
法 律 学
経 済 学
社会科教育
代数学及び幾何学
解析学及び応用数学
数学科教育
物 理 学
化 学
生 物 学
地 学
声 楽
器 楽
作 曲
絵 画
彫 塑
構 成
美術理論・美術史

体 育 実 技
生 理 学 及 び 衛 生 学
学 校 保 健
体 育 理 論 ・ 体 育 史
木 材 加 工
電 気
機 械
食 物 学
被 服 学
家 庭 管 理
農 業
英 語 学
英 米 文 学
異 常 児 心 理
異 常 児 の 病 理
教 育 学
教 育 史
教 育 制 度
教 育 社 会 学
教 育 心 理 学
発 達 心 理 学

経済学部

経 済 学 科
経 済 学
経 済 史
経 済 政 策
財 政 金 融 論
統 計 学
経 済 地 理 学
経 営 学

商 学
簿 記 学
会 計 学
憲 法
民 法
商 法
社 会 学

薬学部

薬 学 科

△薬化学	△薬剤学
△薬品分析化学	△薬品生物化学
△生薬学	△薬品作用学
△衛生化学	
製薬化学科	
△薬品物理化学	△薬品合成化学
△薬剤製造学	△生物薬品製造学
工 学 部	
電気工学科	
△電気理論	△電気通信
△電気機器	△自動制御
△電力工学	
工業化学科	
△有機工業化学	△無機工業化学
△有機合成化学	△工業物理化学
金属工学科	
△金属材料学	△鉄冶金学
△金属加工学	△非鉄冶金学
機械工学科	
△材料力学	△熱工学
△機械力学	△動力熱工学
△流体工学	
生産機械工学科	
切削加工	塑性加工
工業計測	制御機器
化学工学科	
反応工学	機械的単位操作
拡散単位操作	輸送現象
(共通講座)	
△応用物理学	
教 養 部	
哲 学	社 会 学
倫 理 学	数 学
心 理 学	物 理 学
歴 史 学	化 学
文 学	生 物 学
音 楽	地 学
美 術	英 語
法 学	ドイツ語
経 済 学	フランス語
統 計 学	ラテン語
政 治 学	保健体育
地 理 学	

備考 ○印を冠するものは博士講座、△印を冠するものは修士講座である。

附 則

1. この省令は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2. (略)

(公布の日 昭和42年4月22日)

省令第13号(42.5.31・号外63)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び
学科目に関する省令の一部を改正する省
令 (抜 粋)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する
省令(昭和39年文部省令第3号)の一部を次のように改正
する。

別表第1から別表第74までを次のように改める。

別表第34

富山大学

文理学部

文 学 科

哲 学

国文学及び漢文学

哲 学 史

英 語 学

国 史 学

英 文 学

東 洋 史 学

ドイツ語学

西 洋 史 学

ドイツ文学

国 語 学

理 学 科

代数学及び幾何学

構造化学

解 析 学

有機化学

固体物理学

形 態 学

量子物理学

生 理 学

結晶物理学

細胞生物学

物 理 化 学

教育学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学
校教員養成課程

国 語 学

体 育 実 技

国 文 学

生理学及び衛生学

書 道

学 校 保 健

国語科教育

体育理論・体育史

歴 史 学

木 材 加 工

地 理 学

電 気

法 律 学

機 械

経 済 学

食 物 学

社会科教育

被 服 学

代数学及び幾何学

家 庭 管 理

解析学及び応用数学

農 業

数学科教育

英 語 学

物 理 学

英 米 文 学

化 学

英語科教育

生 物 学

異常心理

地 学

異常児の病理

声 楽

教 育 学

器 楽 教育史
 作 曲 教育制度
 絵 画 教育社会学
 彫 塑 教育心理学
 構 成 発達心理学
 美術理論・美術史

経済学部

経済学科

経 済 学 商 学
 経 済 史 簿 記 学
 経 済 政 策 会 計 学
 財政金融論 憲 法
 統 計 学 民 法
 経済地理学 商 法
 経 営 学 社 会 学

薬学部

薬学科

△薬化学 △薬剤学
 △薬品分析化学 △薬品生物化学
 △生薬学 △薬品作用学
 △衛生化学

製薬化学科

△薬品物理化学 △薬品合成化学
 △薬剤製造学 △生物薬品製造学

工学部

電気工学科

△電気理論 △電気通信
 △電気機器 △自動制御
 △電力工学

工業化学科

△有機工業化学 △無機工業化学
 △有機合成化学 △工業物理化学

金属工学科

△金属材料学 △鉄冶金学
 △金属加工学 △非鉄冶金学

機械工学科

△材料力学 △熱工学
 △機械力学 △動力熱工学
 △流体工学

生産機械工学科

切削加工 塑性加工
 工業計測 制御機器

化学工学科

反応工学 機械的単位操作
 拡散単位操作 輸送現象

(共通講座)

△応用物理学

教養部

哲 学 社 会 学
 倫 理 学 数 学
 心 理 学 物 理 学
 歴 史 学 化 学
 文 学 生 物 学
 音 楽 地 学
 美 術 英 語
 法 学 ド イ ツ 語
 経 済 学 フ ラ ン ス 語
 統 計 学 ラ テ ン 語
 政 治 学 保 健 体 育
 地 理 学

備考 ○印を冠するものは博士講座, △印をするものは
 修士講座である。

附 則

1. この省令は、昭和42年6月1日から施行する。
2. } (略)
3. }

学 内 規 則

富山大学教養部規則の制定

富山大学教養部規則を次のように制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富 山 大 学 教 養 部 規 則

(趣旨)

第1条 富山大学学則第5条第2項の規定に基づく教養部
 で行なう一般教養の教育に関し必要な事項は、この規則
 に定める。

(学生の身分)

第2条 一般教育課程履修期間中の学生は教養部に所属す
 るものとする。

(履修期間)

第3条 教養部の履修期間は、1年6カ月とし、この間にお
 いて一般教育課程の科目を履修することを原則とする。

(授業科目および単位数)

第4条 授業科目(以下「科目」という。)および単位数
 は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第5条 学生は、次の各号の定めるところにより履修しな
 ければならない。

(1) 一般教育科目

人文科学系列	3科目	12単位以上
社会科学系列	〃	
自然科学系列	〃	
計	9科目	36単位以上

(2) 外国語科目

英 語 8 単位

ドイツ語 8 単位

計 12単位ないし16単位

ただし、1の外国語科目を8単位とし、他の外国語科目は8単位または4単位以上とする。

(3) 保健体育科目

講 義 2 単位

実 技 2 単位

計 4 単位

ただし、一般教育課程期間中には、講義2単位、実技1単位を履修する。

2 学部学科において必要と認める場合は、教養部と当該学部の協議に基づき、一般教育科目について必修科目または36単位をこえる必修単位を定めることができる。

(単位の計算方法)

第6条 各科目の単位数は、次の基準により計算するものとする

(1) 講義は、毎週1時間または1時間半15週の履修をもって1単位とする。

(2) 演習は、毎週2時間15週の履修をもって1単位とする。

(3) 実験、実習および体育実技は、毎週3時間15週の履修をもって1単位とする。

(授業の編成および揭示)

第7条 科目は、各年次に配当して編成し、授業時間数および授業担当教官名等はあらかじめ揭示する。

(履修科目の成績評価および単位の認定)

第8条 履修科目の成績評価および単位の認定は、簿記試験(以下「試験」という。)その他の方法によって行なう。

(試験)

第9条 試験は、授業の修了する各学期末に行なうものとし、試験科目および日時等をあらかじめ揭示する。ただし、科目によっては随時行なうことがある。

(追試験・再試験)

第10条 追試験または再試験については、別に定めるところによる。

(専門課程への移行)

第11条 教養部所定の科目を履修し、教授会においてその単位を修得したことを認定された学生は、別に定めるところにより、それぞれ学部専門課程へ移行することができる。

2. 前項の認定をしたときは、教養部長は各学部長へ報告するものとする。

(助言教官)

第12条 所属学生の補導のため、教養部に助言教官をおく。

2 助言教官については、別に定めるところによる。

附 則

1. この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

2. 富山大学一般教育課程履修規程(昭和26年1月13日制定)は、廃止する。

別 表

授 業 科 目				単 位 数
一 般 教 育 科 目	人 文 学 系	哲 倫	学 学	4
		心 理	学 学	4
		歴 史	学 学	4
		文 学	学 学	4
		音 楽	学 学	4
		美 術	学 学	4
	社 会 学 系	法 経	学 学	4
		統 計	学 学	4
		政 治	学 学	4
		地 理	学 学	4
		社 会	学 学	4
		自 然 学 系	数 物	学 学
理 学	学 学	4		
化 学	学 学	4		
生 物	学 学	4		
地 学	学 学	4		
外 国 語 目	英 語		8	
	ド イ ツ 語		8	
保 健 体 育 科 目	保 健 体 育 講 義		2	
	保 健 体 育 実 技		2	

富山大学教養部教授会規則の制定

富山大学教養部教授会規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教養部教授会規則

(設置)

第1条 学校教育法第59条に基づき教養部に教授会をおく。

(権限)

第2条 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 教育および研究の計画に関する事項
- (2) 学科目の種類および教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の身分および課程の修了に関する事項
- (4) 学生の成績に関する事項
- (5) 学生団体、学生活動および学生生活に関する事項
- (6) 学生の懲戒に関する事項
- (7) 教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

- (8) 予算に関する事項
 (9) その他教養部の教育・研究および運営に関する事項
 (組織)

第3条 教授会は、次の職員で組織する。

- (1) 教養部長
 (2) 教授
 (3) 助教授
 (4) 講師(常勤)

ただし、第2条第7号の事項のうち、教官人事および名誉教授の内申に関しては、教養部長、教授をもって構成する会議において審議する。

(議事)

第4条 教授会は、教養部長がこれを招集し、議長となる。

- 2 教養部長に事故あるときは、教養部長の指名する教授がこれに代わる。

第5条 教授会は、定例会および臨時会とする。

- 2 臨時会は、教養部長において必要と認めるとき、または構成員総数の5分の1以上の構成員から付議すべき事項を示して請求のあったときこれを開く。

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、緊急必要がある場合は、構成員の2分の1以上の出席をもって議事を開き議決することができる。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、前項ただし書の場合においては、出席者の3分の2以上をもって決する。

- 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 教官の人事および名誉教授の内申に関して審議する会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の出席)

第8条 教養部長は、必要に応じ構成員以外の職員を教授会に出席させることができる。

(幹事)

第9条 教授会に幹事1名をおく。

- 2 幹事は、教養部事務長をもってこれにあて、議長の指示により庶務を処理する。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学教養部運営協議会規則の制定

富山大学運営協議会規則を次のように制定する。

昭和42年4月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教養部運営協議会規則

(設置)

第1条 富山大学学則第48条の規定に基づき、本学に教養部運営協議会(以下「協議会」という。)をおく。

(権限)

第2条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 教養部運営の基本方針に関する事項
 (2) 教養部の教育課程の編成に関する基本的事項
 (3) 教養部教官人事の調整に関する事項
 (4) その他教養部の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の職員で組織する。

- (1) 学 長
 (2) 各学部長および教養部長
 (3) 各学部から選出された教授 各1名
 (4) 教養部から選出された教授 5名
 (5) 学生部長

- 2 前項第3号および第4号の協議員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠の協議員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(専門委員会)

第4条 協議会において必要と認めるときは、専門委員会をおくことができる。

(議事)

第5条 協議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、学長の指名する協議員がこれに代わる。

第6条 協議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 議事は、出席協議員の過半数の賛成を得て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じ協議員以外の職員を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、事務局で処理する。

附 則

1. この規則は、昭和42年4月18日から施行する。
 2. 富山大学一般教育委員会規程(昭和24年8月12日制定)および富山大学一般教育審議会規程(昭和36年9月8日制定)は、廃止する。

富山大学大学院学則の制定

富山大学大学院学則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富 山 大 学 大 学 院 学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 大学院は、學術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 大学院に次の研究科をおく。

薬学研究科

工学研究科

(専攻)

第3条 研究科に次の専攻をおく。

薬学研究科 薬学専攻

工学研究科 電気工学専攻、工業化学専攻、金属工学専攻、機械工学専攻

(学位を与える課程)

第4条 研究科に修士の学位を与える課程(以下「修士課程」という。)をおく。

第5条 修士課程は、学部における一般的ならびに専門的教養の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。

第2章 学生定員

(学生定員)

第6条 各研究科専攻別学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	総定員
薬学研究科	薬学専攻	20名	40名
工学研究科	電気工学専攻	10名	20名
	工業化学専攻	8名	16名
	金属工学専攻	8名	16名
	機械工学専攻	10名	20名
合計		56名	112名

第3章 学年・学期および休業日

(学年、学期および休業日)

第7条 学年、学期および休業日については、富山大学学則(以下「大学学則」という。)の規定を準用する。

第4章 修業年限および在学期間

(修業年限)

第8条 研究科の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第9条 研究科の在学期間は、4年をこえることができない。

第5章 授業科目および履修方法

(授業科目および単位数)

第10条 各研究科の専攻別の授業科目および単位数は、別に定める。

(履修方法)

第11条 学生は、2年以上在学して所要の授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。

第12条 学生は、履修する授業科目中選択科目の選択については、あらかじめ指導教官の指導を受けなければならない。

第13条 学生は、指導教官の許可を得て、当該研究科の他の専攻の授業科目もしくは他の研究科の専攻の授業科目またはその基礎となる学部の授業科目を履修し、これを第11条に規定する単位とすることができる。

第6章 課程修了の認定

(単位の認定)

第14条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により、学期末に担当教官が行うものとする。

(成績の区分)

第15条 各授業科目の成績は、合格および不合格の2種とする。

(追試験)

第16条 病氣その他止むを得ない事由により正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を許可することがある。

(再試験)

第17条 不合格の授業科目については、願い出により再試験を許可することがある。

第7章 学位

(学位の授与)

第18条 研究科に所定の修業期間在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者には、修士の学位を授与する。

2 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会で選出した審査委員がこれを行ない、その合格および不合格は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

3 学位授与に関する規則は、別に定める。

第8章 入学、休学、転学および退学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第20条 研究科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ、志望の専攻課程を履修するに相当と認められた者とする。

- (1) 学士の称号を有する者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) その他大学院において前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願者の手続きおよび選考)

第21条 入学志願者は、所定の入学願書およびその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。

第22条 入学志願者に対しては、選考のうえ入学を許可す

るものとし、選考の方法は別に定める。

(転入学および再入学)

第23条 転入学および再入学については、大学学則の規定を準用する。

(入学手続)

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、入学手続を行なわなければならない。

(休学、転学および退学)

第25条 休学、転学および退学については、大学学則の規定を準用する。

第9章 入学検定料、入学料および授業料

(入学検定料)

第26条 入学志願者は、検定料として金3,000円を納めなければならない。

(入学料)

第27条 入学を許可された者は、入学料として金4,000円を所定の期日までに納めなければならない。

第28条 入学料を納めないものは、入学を取り消す。

(授業料)

第29条 授業料は、年額金18,000円とする。

第30条 授業料の納付方法および減免の扱い等については、大学学則の規定を準用する。

第10章 懲戒

(懲戒)

第31条 懲戒については、大学学則の規定を準用する。

第11章 教員組織

(教員組織)

第32条 研究科における授業ならびに指導は、本学の教授、助教授および講師がこれを担当する。

第12章 運営組織

(大学院委員会)

第33条 大学院の管理運営に関する事項を審議するため、大学院委員会(以下「委員会」という。)をおく。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長)

第34条 研究科に研究科長をおき、基礎となる学部の長をもつてあてる。

(研究科委員会)

第35条 研究科に属する学事管理を行なうため、研究科委員会をおく。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第13章 補則

(研究科規則)

第36条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、各研究科規則に定める。

(大学学則の準用)

第37条 この学則中、大学学則を準用する場合は、「学部長」、「学部」をそれぞれ「研究科長」、「研究科」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この学則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 富山大学大学院薬学研究科規程(昭和38年3月15日制定)は、廃止する。

富山大学大学院委員会規則の制定

富山大学大学院委員会規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第33条第2項の規定に基づき、富山大学大学院委員会(以下「委員会」という。)の組織、審議事項および運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科の指導教授 各4名
- 2 前項第3号の委員は、研究科委員の互選によって定め、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院の組織運営に関する事項
- (2) 学生の入学および課程修了に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学長の諮問した事項
- (5) その他大学院に関する事項

(議事)

第4条 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長の指名する委員がこれに代わる。

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 学長は、必要あるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局が処理する。

附則

- 1 この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 富山大学大学院委員会規程(昭和38年3月15日制定)は、廃止する。

富山大学大学院薬学研究科規則の制定

富山大学大学院薬学研究科規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院薬学研究科規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第36条の規定に基づき、富山大学大学院薬学研究科（以下「研究科」という。）に必要な事項はこの規則の定めるところによる。

(授業科目、単位数)

第2条 研究科における授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の配当および授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

(指導教官)

第3条 指導教官は、教授とする。ただし、必要あるときは、助教授をもって代えることができる。

2 指導教官は、学位論文の作成その他について、学生を指導する。

(履修方法)

第4条 学生は、所属する専攻課程の授業科目について、必修科目22単位以上、選択科目8単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

第5条 学生は、指導教官の許可を得て所属する専攻課程以外の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、研究科委員会の承認のあった場合に限り、2単位までを前条に規定する選択科目の単位に代えることができる。

第6条 学生は、毎年指定する期間内に、その学年で履修しようとする授業科目を届出なければならない。

(単位の認定)

第7条 単位修得の認定は、筆記もしくは口頭の試験、または研究報告等により、授業担当教官が行なう。

2 前項の認定は、学期末に行なう。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変えることができる。

(成績区分)

第8条 修得単位の成績は、優、良、可で表示する。

(単位の証明)

第9条 研究科長は、単位を修得した学生の願出があれば単位修得証明書を交付することができる。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文は、予め指定する期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査および最終試験)

第11条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会において委嘱する教授3名の審査委員によって行なう。ただし、1名は、原則として指導教授とする。

2 必要があるときは、教授の代わりに助教授を前項の審

査委員に委嘱することができる。

(転入学生の単位換算)

第12条 他の大学院から転入学した学生がその大学院で修得した単位を、この研究科の単位に換算する場合の認定は、研究科委員会が行なう。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか履修方法、その他必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

別 表

◎ 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単位数	備 考
薬化学特論	2	○印は必修
薬品分析化学特論	2	
生薬学特論Ⅰ	2	講義は指導教官の指導に
生薬学特論Ⅱ	2	より4科目以上にわたり
衛生化学特論	2	8単位以上。実験および
薬剤学特論	2	演習は薬学特別実験18単
薬品生物化学特論Ⅰ	2	位以上および演習4単位
薬品生物化学特論Ⅱ	2	以上を履修し、あわせて
薬品作用学特論	2	30単位以上を修得しなけ
薬品物理化学特論	2	ればならない。
薬品合成化学特論	2	
薬品製造学特論	2	
生物薬品製造学特論	2	
○薬学特別実験	18	
○薬学演習	4	

富山大学大学院工学研究科規則の制定

富山大学大学院工学研究科規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院工学研究科規則

(目的)

第1条 富山大学大学院学則第36条の規定に基づき、富山大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(授業科目、単位数)

第2条 研究科における授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の配当および授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

(履修方法)

第3条 学生は、所属する専攻課程の授業科目について必修、選択あわせて30単位以上を修得しなければならない。

第4条 学生は、指導教官の許可を得て所属する専攻課程

以外の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、4単位までを前条に規定する選択科目の単位に代えることができる。

第5条 学生は、授業科目の履修にあたっては学期始めに所定の学修票に必要事項を記入して授業科目担当教員に提出し、承認を得なければならない。

(単位の認定)

第6条 単位修得の認定は、筆記もしくは口頭の試験または研究報告等により授業担当教員が行なう。

2 前項の認定は学期末に行なう。ただし、特別の事情があるときはその時期を変えることができる。

(成績区分)

第7条 修得単位の成績は優、良、可、で表示する。

(単位の証明)

第8条 研究科長は、単位を修得した学生の願い出があれば単位修得証明書を交付することができる。

(学位論文の提出)

第9条 学位論文は、予め指定する期日までに提出しなければならない。

(学位論文審査および最終試験)

第10条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会で委嘱する教授3名の審査委員によって行なう。ただし、1名は原則として指導教授する。

(転入学生の単位換算)

第11条 他の大学院から転入学した学生が、その大学院で修得した単位をこの研究科の単位に換算する場合の認定は、研究科委員会が行なう。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか履修方法、その他必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

別 表

各専攻課程授業科目および単位数

専 攻 課 程	授 業 科 目	単 位 数	備 考
電気理論	電気磁気学特論	2	○印は必修
	物性工学特論	2	
電気機器学	電気回路特論	2	
	電気機器工学特論	4	
	電力工学特論第一	4	
	電力工学特論第二	2	
	通信工学特論第一	4	
	通信工学特論第二	2	
電気工学専攻 電力工学	制御工学特論	4	
	計測工学特論	2	

通信工学	応用数学特論	2		
	○電気工学演習	3		
制御工学	○電気工学実験	3		
	○課題研究第一	4		
	○課題研究第二	12		
	研究論文			
有機工業化学	燃料化学特論	4	○印は必修	
	高分子化学特論	2		
	有機化学特論	2		
	有機合成化学特論	4		
	有機反応化学特論	2		
	工業電気化学特論	4		
有機合成化学	分析化学特論	2		
	工業化学専攻 応用物理化学特論	4		
無機工業化学	物理化学特論	2		
	应用数学特論	2		
工業物理化学	○工業化学演習	2		
	○工業化学実験	2		
	○課題研究第一	6		
	○課題研究第二	10		
研究論文				
金属材料学	铸造学特論	4	○印は必修	
	鉄鋼材料学特論	2		
	非鉄材料学特論	4		
	金属加工学演習	2		
	鉄冶金学特論	4		
	金属加工学 理論冶金学特論	2		
金属工学専攻 鉄冶金学	非鉄冶金学特論	4		
	特殊金属学特論	2		
非鉄冶金学	应用数学特論	2		
	○金属工学演習	2		
	○金属工学実験	2		
	○課題研究第一	8		
○課題研究第二	8			
研究論文				
材料力学	弾性学特論第一	2	○印は必修	
	弾性学特論第二	2		
	機械力学特論	2		
	機構学特論	2		
	流体力学特論第一	2		
	機械工学専攻 流体力学	流体力学特論第二	2	
		工業熱力学特論	2	
	熱工学	伝熱工学特論	2	
		輸送現象特論	2	
		熱原動機関特論	2	
应用数学特論第一		2		
应用数学特論第二	2			
应用数学演習	2			
機械工学設計製図	2			

動力熱工学	○機械工学演習	2
	○機械工学実験	2
	○課題研究第一	4
	○課題研究第二	8
研究論文		
各専攻課程 共通	応用物理学特論	2

富山大学大学院薬学研究科委員会 規則の制定

富山大学大学院薬学研究科委員会規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院薬学研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第35条第2項の規定に基づき、富山大学大学院薬学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織、審議事項および運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の指導教授

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員に関する事項
- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 課程修了の認定に関する事項
- (5) 入学、退学、休学、転学および懲戒その他学生的身分に関する事項
- (6) その他研究科の教育、研究および運営に関する事項

(議事)

第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がこれに代わる。

3 委員会は、研究科長が必要と認めるときまたは委員の3分の1以上から付議すべき事項を示して請求のあったときこれを開く。

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、富山大学学位規則第14条に規定する事項に関しては、出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

3 長期出張中または、休職中の教授は前項の数に算入しない。

(委員以外の出席)

第6条 研究科長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(小委員会)

第7条 研究科委員会に小委員会をおくことができる。

第8条 小委員会は、委員会から付託された研究科の運営その他必要な事項に関し、委員会に提出する原案の作成にあたる。

(細則)

第9条 委員会は、必要があるときは、細則を設けることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究科長の指示により事務長が処理する。

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学大学院工学研究科委員会 規則の制定

富山大学大学院工学研究科委員会規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院工学研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第35条第2項の規定に基づき、富山大学大学院工学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織、審議事項および運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の指導教授

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員に関する事項
- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 課程修了の認定に関する事項
- (5) 入学、退学、休学、転学および懲戒その他学生的身分に関する事項
- (6) その他研究科の教育、研究および運営に関する事項

(議事)

第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がこれに代わる。

3 委員会は、研究科長が必要と認めるときまたは委員の

3分の1以上から付議すべき事項を示して請求のあったときこれを開く。

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、富山大学学位規則第14条に規定する事項に関しては、出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

3 長期出張中または、休職中の教授は前項の数に算入しない。

(委員以外の出席)

第6条 研究科長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(小委員会)

第7条 研究科委員会に小委員会をおくことができる。

第8条 小委員会は、委員会から付託された研究科の運営その他必要な事項に関し、委員会に提出する原案の作成にあたる。

(細則)

第9条 委員会は、必要があるときは、細則を設けることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究科長の指示により事務長が処理する。

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則(昭和25年1月20日制定)の一部を次のように改正する。

本学則中「規程」を「規則」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 本学に次の学部、学科および課程をおく。

文理学部 文学科、理学科

教育学部 小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、
養護学校教員養成課程

経済学部 経済学科

薬学部 薬学科、製薬化学科

工学部 電気工学科、工業化学科、金属工学科、機械
工学科、生産機械工学科、化学工学科

2 各学部に関する規則は、別に定める。

第4条の2を第6条に改め、「薬学研究科」の次に「工学研究科」を加える。

同条第2項中「薬学研究科」を「各研究科」に改める。
第5条および第6条を削り、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 本学に一般教育に関する教育を一括して行なうため、教養部をおく。

2 教養部に関する規則は、別に定める。

第11条を次のように改める。

第11条 教養部に一般教育課程をおき、各学部の一般教育科目、外国語科目および保健体育科目の授業を行なう。

第12条中「学部規程」を「各学部および教養部規則」に改める。

「第40条から第42条まで削除」を「第40条および第41条削除」に、第43条を第42条に改め、第42条の次に次の1条を加える。

第43条 教養部に教養部長をおく。

2 教養部長は、学長の命を受けて教養部に関する事項を掌る。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 協議会、評議会、教授会、委員会および教養部運営協議会

第47条第1項を次のように改める。

第47条 各学部および教養部に教授会をおく。

同条第2項中「学部教授会」を「教授会」に改める。

第48条を次のように改める。

第48条 本学に教養部運営協議会をおく。

2 教養部運営協議会の規則は、別に定める。

第56条中「工学専攻科 電気工学専攻

工業化学専攻

を

金属工学専攻

機械工学専攻」

「工学専攻科 生産機械工学専攻」に改める。

第58条中「工学専攻科 電気工学専攻 5名

工業化学専攻 5名

を

金属工学専攻 5名

機械工学専攻 5名」

「工学専攻科 生産機械工学専攻5名」に改める。

第67条第1項中「学部所定」を「本学所定」に改める。

同条第2項中「各学部教授会」を「当該教授会」に改める。

同条第5項中「各学部」を「各学部または教養部」に改める。

第74条および第76条中「学部教授会」を「当該教授会」に改める。

別表第1中教育学部欄に次の1欄を加える。

養護学校教員	異常児心理	異常児の病理
養成課程		

同薬学部製薬化学科欄中講座または学科目の項の「薬品合成化学」の次に「生物薬品製造学」を加える。

同工学部化学工学科欄中講座または学科目の項の「機械的単位操作」の次に「輸送現象」を加える。

附 則

- この学則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 富山大学一般教育科設置規程(昭和24年8月12日制定)は、廃止する。

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年3月15日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学工学部規程の一部を改正する規程

富山大学工学部規程(昭和25年12月15日制定)の一部を次のように改正する。

第2条別表(1)の工業化学科, 金属工学科, 機械工学科, 生産機械工学科および化学工学科の授業科目および単位数を次のように改める。

工業化学科の専攻科目中

工業化学計算	3		
有機材料化学	3		を削除し,
有機工業電気化学	1	」	
有機合成工業化学	4		
石油化学	4		を
合成樹脂	4	」	
有機合成化学	4		
石油化学第1	2		に,
石油化学第2	2		
高分子化学	4	」	
酸・アルカリ肥料化学	4		を
珪酸塩工業化学	4	」	
酸・アルカリ・肥料	3		に,
珪酸塩工業化学	2	」	
化学工学	4	」	を
化学工学第1	2		に改める。
化学工学第2	2	」	

金属工学科の関連科目中

酸・アルカリ肥料化学	2	」	を
酸・アルカリ・肥料	1	」	に改める。

機械工学科の関連科目中

化学工学	4	」	を
化学工学第1	2		に改める。
化学工学第2	2	」	

生産機械工学科の専攻科目中

精密測定学	6	」	を
精密測定学	4	」	に,
制御要素	8	」	を
制御要素第1	3		に,
制御要素第2	3	」	

関連科目中

金属材料学	5	」	を
金属材料学	4	」	に改め,
非金属材料学	2	」	の次に
工業英語	2	」	を加える。

化学工学科の専攻科目中

有機合成工業化学	4		を
酸・アルカリ肥料化学	4	」	
有機工業化学第1	2		
有機工業化学第2	2		に改める。
酸・アルカリ・肥料	3	」	

附 則

この規程は、昭和42年3月15日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。ただし、工業化学科の専攻科目および機械工学科の関連科目のうち「化学工学第1」ならびに「化学工学第2」の授業科目および単位数については、昭和41年10月1日から適用するものとし、昭和38年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

富山大学教養部設立準備委員会規則の一部改正

富山大学教養部設立準備委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教養部設立準備委員会規則の

一部を改正する規則

富山大学教養部設立準備委員会規則(昭和42年2月17日制定)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

富山大学事務組織規程の一部改正

富山大学事務組織規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学事務組織規程の一部を改正する規程

富山大学事務組織規程(昭和39年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学事務組織規則

第3条第1項を次のように改める。

第3条 各学部, 教養部および附属図書館に事務部をおく。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 学部および教養部

第12条の条文を次のように改める。

第12条 各学部および教養部の事務部は、次の事務をつかさどる。

同条第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 職員団体および学術団体に関すること。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 共通事項

第14条 必要に応じ各課に課長補佐を、各事務部に事務長補佐をおくことができる。

2 課長補佐および事務長補佐は、それぞれ課長または事務長の職務をたすける。

第15条 第3条第2項の事務室ならびに第4条第1項の各係に係長をおき、文部事務官または文部技官をもってあてる。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

第16条 必要に応じ各係に主任をおくことができる。

2 主任は、係長の職務をたすける。

第17条 各係に係員をおく。

2 係員は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

富山大学評議会規程の一部改正

富山大学評議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学評議会規程の一部を改正する規程

富山大学評議会規程（昭和28年5月28日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 各学部長および教養部長

(3) 各学部および教養部の教授 各2名

第3条を次のように改める。

第3条 前条第3号の評議員は、当該学部および教養部の教授のうちから当該教授会が選出するものとする。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 学部、学科および教養部その他重要な施設の設置廃止に関する事項

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学補導協議会規程の一部改正

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規程

富山大学補導協議会規程（昭和24年8月5日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「各学部間の」を「各学部、教養部間の」に改める。

第3条第1項第2号中「各学部の補導委員会委員2名。」を「各学部および教養部の補導委員会委員各2名。」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学入学試験管理委員会規程の一部改正

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を改正する規程

富山大学入学試験管理委員会（昭和36年9月8日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第2号「各学部長」を「各学部長および教養部長」に、同条第3号中「各学部」を「各学部および教養部」に、第4条中「学部長」を「学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則の一部改正

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則の一部を改正する規則の一部を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則の一部を改正する規則

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則（昭和39年12月18日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号「各学部長」を、「各学部長および教養部長」に、第3号中「各学部」を「各学部および教養部」に改める。

同条第2項中「学部長」を「学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学建築委員会規程の一部改正

富山大学建築委員会規程の一部を改正する規程を次のよ

うに制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学建築委員会規程の一部を改正する規程

富山大学建築委員会規程（昭和29年2月26日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の「各学部長」を「各学部長および教養部長」に、同条同項第7号の「各学部教授1名」を「各学部および教養部教授会各1名」に、同条第2項中「当該学部長」を「当該学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学文化部会規程の一部改正

富山大学文化部会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学文化部会規程の一部を改正する規程

富山大学文化部会規程（昭和24年10月18日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 各学部および教養部補導委員会委員の互選による者 各1名

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学体育部会規程の一部改正

富山大学体育部会規定の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学体育部会規程の一部を改正する規程

富山大学体育部会規程（昭和24年9月9日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 各学部および教養部教官のうちから学部または教養部補導委員会の選考による者 各1名

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部改正

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部を改正する規程

富山大学公務員宿舎委員会規程（昭和38年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「各学部」を「各学部および教養

部」に「当該学部長」を「当該学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学レクリエーション委員会規程の一部改正

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を改正する規程

富山大学レクリエーション委員会規程（昭和38年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第8号を第9号とし、第3号から第7号まで1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計課長

同条第6号を次のように定める。

(6) 各学部長および教養部長がすいせんした者 各3名

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学長選考基準の一部改正

富山大学学長選考基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学長選考基準の一部を改正する基準

富山大学学長選考基準（昭和28年5月28日制定）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 委員は、各学部および教養部の教授会で選出された教授各4名とする。

附 則

この基準は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学名誉教授に関する規程の一部改正

富山大学名誉教授に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学名誉教授に関する規程の一部を改正する規程

富山大学名誉教授に関する（昭和33年4月25日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該学部長」を「当該学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学健康安全管理組織規程の一部改正

富山大学健康安全管理組織規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

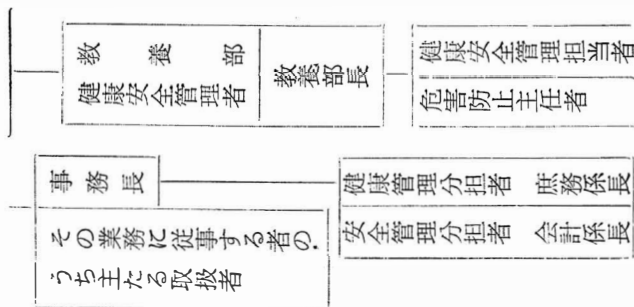
昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学健康安全管理組織規定の一部を改正する規程

富山大学健康安全管理組織規程（昭和35年2月26日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第3項別表の富山大学健康安全管理機構組織表中工学部および附属図書館の間に次の事項を加える。



附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部改正

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部を改正する基準

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準(昭和29年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該学部教授会」を「当該教授会」に改める。

第3条および第6条中「学部長」を「学部長または教養部長」に改める。

附 則

この基準は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学文書処理規程の一部改正

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程

富山大学文書処理規程(昭和29年2月10日制定)の一部を次のように改正する。

この規程中「庶務課庶務係」を「庶務課文書係」に、「庶務係」を「文書係」に(第2条中()書内を除く。),「庶務係長」を「文書係長」に改める。

第16条中「富大文収(発)第 号文理学部所管に関するもの」の下段に「富大養収(発)第 号教養部所管に関するもの」を加える。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学文書決裁規定の一部改正

富山大学文書決裁規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学文書決裁規程の一部を改正する規程

富山大学文書決裁規程(昭和38年11月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項()内の中「各学部長」の次に「教養部長」を加える。

別表1中第2項,第20項および第39項の部局欄

「学部
図書

長を「学部長
教養部長
図書館長」に改める。

同表中第12項の部局欄「学部長
図書館長」を「学部長
教養部長
図書館長」に改

める。
別表2中部局欄「学部長
図書館長」を「学部長
教養部長
図書館長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学国有財産取扱規程の一部改正

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程

富山大学国有財産取扱規程(昭和33年3月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「学部および附属図書館」を「学部,教養部および附属図書館」に改める。

第9条第4項別表の国有財産監守者および同補助者指定の基準中,区分の項の「学部」を「学部および教養部」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学附属図書館商議会規定の一部改正

富山大学附属図書館商議会規程の一部を改正する規程を

次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学附属図書館商議会規程の一部を改正する規程

富山大学附属図書館商議会規程(昭和24年8月19日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「各学部図書委員会の委員長及び副委員長。」を「各学部および教養部図書委員会の委員長および副委員長。」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学生会館運営委員会規則の一部改正

富山大学学生会館運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生会館運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学学生会館運営委員会規則(昭和40年5月31日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号および第5号を次のように改める。

- (2) 各学部及び教養部から推せんされた教官各1名
- (3) 各学部及び教養部から選出された学生各1名

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学体育館運営委員会規則の一部改正

富山大学体育館運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学体育館運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学体育館運営委員会規則(昭和38年12月21日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

- (5) 各学部および教養部教官 各1名

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学寮補導委員会規則の一部改正

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正する規則

富山大学学寮補導委員会規則(昭和37年4月27日制定)

の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部」を「各学部および教養部」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学計算センター運営委員会規則の一部改正

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学計算センター運営委員会規則(昭和40年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部教官」を「各学部および教養部教官」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則

富山大学放射性同位元素委員会規則(昭和40年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部」を「各学部および教養部」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学電気工作物保安規則の一部改正

富山大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則

富山大学電気工作物保安規則(昭和41年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

第5条別表第1保安業務の組織図中、学部および附属図書館の間に、次の事項を加える。



附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学位規則の一部改正

富山大学学位規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学位規則の一部を改正する規則

富山大学学位規則（昭和40年1月22日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「及び」を「および」に、「又は」を「または」に改める。

第1条中「学位規則（昭和28年文部省令第9号）第11条の規定に基づき、」を「学位規則（昭和28年文部省令第9号）第11条および富山大学大学院学則第18条第3項の規定に基づき、」に改める。

第2条中「薬学修士」を「修士」に改め、同条第2項として次の1項を加える。

2 修士の種類は、次のとおりとする。

薬学修士

工学修士

第3条中「本学大学院薬学研究科規程」を「本学大学院学則」に改める。

第5条中「一編」を「一篇」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

第13条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、次のとおり本学名を付記するものとする。

薬学修士（富山大学）

工学修士（富山大学）

同条第2項を「第13条の2」に改め、次の見出しを加える。（学位記の様式）

別表を次のように改める。

別表

(薬または工) 富山大学長 氏 名 修第 号 学長印	年 月 日	学位を授与する	富山大学 大学院○○研究科○○専攻の 修士課程を修了したので○○修士の	大学印	本籍(都道府県名) 氏 名 年 月 日生	学 記 位

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学学部補導委員会規程の一部改正

富山大学学部補導委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学部補導委員会規程の一部を改正する規程

富山大学学部補導委員会規程（昭和24年8月5日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学学部補導委員会規則

第8条を次のように改める。

第8条 本会は、必要に応じ随時これを開催する。

附 則

1. この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2. この規程は、教養部においても適用するものとする。

3. この規程を各学部または教養部において適用する場合は、規程中「学部」とあるのを「文理学部」、「教育学部」、「経済学部」、「薬学部」、「工学部」または「教養部」と、「学部長」とあるのを「文理学部長」、「教育学部長」、「経済学部長」、「薬学部長」、「工学部長」または「教養部長」と読み替えるものとする。

富山大学学部図書委員会規程の一部改正

富山大学学部図書委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学部図書委員会規程の一部を改正する規程

富山大学学部図書委員会規程（昭和24年8月19日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学学部図書委員会規則

第3条第2号を次のように改める。

(2) 附属図書館事務長(工学部においては工学部分館長)

附 則

1. この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2. この規程は、教養部においても適用するものとする。

3. この規程を各学部または教養部において適用する場合は、規程中「学部」とあるのを「文理学部」、「教育学部」、「経済学部」、「薬学部」、「工学部」または「教養部」と読み替えるものとする。

富山大学建築委員会規程の一部改正

富山大学建築委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学建築委員会規程の一部を改正する
規程

富山大学建築委員会規程（昭和29年2月26日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学建築委員会規則

第4条第7号を第8号とし、第5号および第6号を1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学生部長

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行する。

富山大学学長選考基準細則の一部改正

富山大学学長選考基準細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学長選考基準細則の一部を改正する
細則

富山大学学長選考基準細則（昭和28年10月2日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各学部選出の評議員の互選により各学部から1名を選出する。」を「各学部および教養部選出の評議員の互選により各学部および教養部から各1名を選出する。」に、同条第2項および第3項中「学部選出」を「学部または教養部選出」に改める。

第8条および第12条中「学部長」を「学部長および教養部長」に改める。

第9条中「本部、各学部、図書館とする。」を「本部、各学部、教養部および附属図書館とする。」に改める。

第13条中「本部ならびに各学部」を「本部ならびに各学部および教養部」に改める。

附 則

この細則は、昭和42年5月19日から施行する。

富山大学文書処理規程の一部改正

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程

富山大学文書処理規程（昭和29年2月10日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学文書処理規則

第16条中「富山図彙収（発）第号 附属図書館薬学部分館主管に関するもの」を「富大図工収（発）第号 附属図書館工学部分館主管に関するもの」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行する。

富山大学国有財産取扱規程の一部改正

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する
規程

富山大学国有財産取扱規程（昭和33年3月7日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学国有財産取扱規則

第2条第1項中「学部、教養部および附属図書館をいう。」を「本部（事務局および学生部）、学部、教養部、附属図書館および寄宿舍をいう。」に改める。

同条第2項中「前項の各部局の長をいう。」を「前項の各部局の長（本部については事務局長、寄宿舍については学生部長）をいう。」に改める。

第18条中「文部省取扱規程第26条」を「文部省取扱規程第24条、第25条および第26条」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学国有財産使用規程の一部改正

富山大学国有財産使用規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学国有財産使用規程の一部を改正する
規程

富山大学国有財産使用規程（昭和33年9月12日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学国有財産使用規則

第4条の条文の後に次のただし書を加える。

ただし、学生会館および職員ホールの使用については、別に定めるところによる。

「別表第2号様式」を別紙1のように改める。

「別紙第3号様式」を別紙2のように改める。

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

別紙1

(別紙第2号様式)

昭和 年 月 日

殿

富山大学長

国 有 財 産 使 用 許 可 書

昭和 年 月 日付をもって申請のあった国有財産の使用については下記のとおり許可します。

記

- 1. 使用を許可する国有財産の名称
- 2. 使用日時 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日
- 3. 使用目的
- 4. 使用金額 金 円也
- 5. 使用条件
 - イ. 本学国有財産使用規程を厳守すること。
 - ロ. 使用目的以外に使用しないこと。
 - ハ. 使用にあつては火気の取扱に注意すること。
 - ニ. 使用場所は、清潔整頓に努め、跡始末は嚴重にすること。
 - ホ. その他建物の保全上必要な指示事項を厳守すること。
 - ヘ. 使用後はその都度、当該部局の課（係）（時間外は宿、日直者）および守衛所へ届出ること。

別紙2

(別紙第3号様式)

国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用者住所

氏 名 殿
許 可 者
部局長氏名 印

昭和 年 月 日付をもって申請にかかる当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第3項及び第19条に基づき、下記の条件を付して許可する。なお、この許可について不服があるときは、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に文部省に対して審査請求をすることができる。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は次のとおりである。

所 在
区 分
数 量
使用部分 別図のとおり

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を
の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、昭和 年 月 日
から昭和 年 月 日までとする。

ただし、使用許可の期間の更新を受けようとするときは、使用許可された期間の満了2カ月前までに、書面をもって学長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は 円とし当局才入徴収官の発する納入告知書により指定期日までに納入しなければならない。

2. 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入日まで延滞金として日歩4銭の割合で計算した金額を支払わなければならない。

(使用料の改訂)

第5条 学長は経済情勢の変動国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基いて特に必要があると認める場合には使用料を改訂することができる。

(経費の負担等)

第6条 使用を許可された者は、使用を許可された物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか当該使用を許可された物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可した物件は国有財産法第18条第3項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2. 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外の用途に供してはならない。

3. 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第8条 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 学長は次の各号の1に該当するときは使用許可の取消し又は変更することができる。

- 1. 使用を許可された者が許可条件に違背したとき
- 2. 国において使用を許可した物件を必要とするとき

(原状回復)

第10条 学長が使用許可を取消したとき又は使用を許可した期間が満了したときは使用を許可された者は自己の負担で学長の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし学長が特に承認したときはこの限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは学長は使用を許可された者の負担においてこれを行

なうことができる。この場合使用を許可された者は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第11条 使用を許可された者はその責に帰する事由により使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は棄損したときは当該滅失又は棄損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか使用を許可された者は本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときはその損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用許可の取消しが行なわれた場合においては使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第13条 学長は使用を許可した物件について随時に実地調査し又は所要の報告を求めその維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第14条 本条件に関し疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときはすべて学長の決定するところによるものとする。

富山大学教養部設立準備委員会 規則の廃止

富山大学教養部設立準備委員会規則を廃止する規則を次のように制定する。

昭和42年4月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教養部設立準備委員会規則を廃止する規則

富山大学教養部設立準備委員会規則(昭和42年2月17日制定)は、廃止する。

附 則

- この規則は、昭和42年4月18日から施行する。
- 富山大学教養部設立準備委員会専門分科会細則(昭和42年2月24日制定)は、廃止する。

諸 会 議

第11回 評 議 会 (3月15日)

(議題)

- 富山大学工学部規程の一部改正(案)について
- 昭和42年度富山大学入学者選抜学力検査問題採点委員

調査書審査委員の委嘱について

- 昭和41年度富山大学卒業生並びに修了生の認定について
- 富山大学教育学部養護学校教員養成課程の新設について
- 昭和42年度富山大学科学教育研究室入室案内について
- 昭和42年度富山大学教育専攻科入学者選抜選考について
- 学生の除籍について
- 昭和42年度概算要求内示について
- 学生の懲戒について

第1回 評 議 会 (4月1日)

(議題)

- 昭和42年度入学試験合格者の判定について
- 沖縄留学生の入学について
- 富山大学経済学専攻科入学者について
経済学部学士入学について
- 富山大学学則の一部改正について
- 富山大学教養部規則の制定について
- 富山大学事務組織規程の一部改正について
- 富山大学教養部設立準備委員会規則の一部改正について
- 富山大学教養部長の決定について

第2回 評 議 会 (持廻り)

(議題)

- 富山大学教養部教官組織および移行教官について

第3回 評 議 会 (持廻り)

(議題)

- 富山大学教養部移行教官について

第4回 評 議 会 (4月14日)

(議題)

- 富山大学教養部運営協議会規則(案)について
- 富山大学教養部教授会規則(案)について
- 富山大学学内諸規則の一部改正(案)について
 - 評議会規程
 - 補導協議会規程
 - 入学試験管理委員会規程
 - 入学者選抜方法研究委員会規則
 - 建築委員会規程
 - 文化部規程
 - 体育部規程
 - 公務員宿舍委員会規程
 - レクリエーション委員会規程
 - 学長選考基準
 - 名誉教授に関する規程
 - 健康安全管理組織規程
 - 教員(教授・助教授・講師)選考基準
 - 文書処理規程
 - 文書決裁規程

- (16) 国有財産取扱規程
- (17) 学生会館運営委員会規則
- (18) 体育館運営委員会規則
- (19) 学寮補導委員会規則
- (20) 計算センター運営委員会規則
- (21) 放射性同位元素委員会規則
- (22) 電気工作物保安規則
- (23) 附属図書館商議会規程
- 4. 学生の除籍について
- 5. 昭和42年度富山大学大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項について
- 6. 学生の停学解除について
- 7. 教官の管理職の範囲について
- 8. 昭和42年度文教施設等について
- 第5回評議会**（持廻り）
（議題）
- 1. 昭和42年度富山大学大学院工学研究科入学試験合格者及び入学式について
- 2. 大学祭及び運動会について
- 第6回評議会**（5月19日）
（議題）
- 1. 富山大学名誉教授の称号の授与について
- 2. 学生の再入学について
- 3. 富山大学大学院学則（案）の制定について

- 4. 富山大学学位規則の一部改正（案）について
- 5. 富山大学大学院委員会規則（案）の制定について
- 6. 富山大学大学院薬学研究科規則（案）の制定について
- 7. 富山大学大学院工学研究科規則（案）の制定について
- 8. 富山大学大学院薬学研究科委員会規則（案）の制定について
- 9. 富山大学大学院工学研究科委員会規則（案）の制定について
- 10. 富山大学学長選考基準細則の一部改正（案）について
- 11. 富山大学学内規則の一部改正（案）について
- (イ) 学部補導委員会規程
- (ロ) 学部図書委員会規程
- (ハ) 建築委員会規程
- (ニ) 国有財産取扱規程
- (ホ) 国有財産使用規程
- (ヘ) 文書処理規程
- 12. 昭和42年5月卒業見込者の認定について
- 13. 教官の管理職員等について
- 第1回協議会**（4月14日）
（議題）
- 1. 富山大学学長選考基準の一部改正（案）について
- 第2回協議会**（5月19日）
（議題）
- 1. 富山大学学長選考基準細則の一部改正（案）について

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
	加藤 龍夫	助教授（教育学部）に採用する	42. 4. 1	文部大臣
教 授 （教育学部）	蜷川 栄作	教育学部長に併任する	42. 3. 31	〃
〃 （文理学部）	竹内 豊三郎	評議員に併任する	42. 4. 1	〃
〃 （経済学部）	植村 元覚	経済学部長に併任する	〃	〃
（ 〃 ）	野崎 富作	評議員に併任する	〃	〃
（ 〃 ）	三国 一義	経営短期大学部教授に併任する 経営短期大学部主事に併任する	〃	〃
（薬学部）	木村 康一	薬学部附属和漢薬研究施設長に併任する	〃	〃
教 諭 （附属小学校）	山崎 正俊	教育学部附属小学校教頭に併任する	〃	〃
教 授 （教養部）	大島 文雄	評議員に併任する	42. 4. 25	〃
（ 〃 ）	林 良二	〃	〃	〃
人 事 係 長 （庶務課）	高松 平吉	庶務課課長補佐に昇任させる	42. 4. 1	〃
司 計 係 長 （会計課）	奥井 三郎	会計課課長補佐に昇任させる	〃	〃
課 長 補 佐 （施設課）	瀬川 義広	金沢大学施設部施設課長に昇任させる	〃	〃

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
企画係長 (施設課)	前島健治	施設課課長補佐に昇任させる	42. 4. 1	文部大臣
講師 (教育学部)	安藤幸	助教授に昇任させる	〃	〃
〃 (薬学部)	永田正典	〃	〃	〃
学務係長 (〃)	藤森清一	工学部事務長補佐に昇任させる	〃	〃
講師 (工学部)	藤田宏	助教授に昇任させる	〃	〃
〃 (教育学部)	菅野貞雄	〃	42. 4. 16	〃
(〃)	見村てい	〃	42. 5. 1	〃
(〃)	石原ミキ	〃	〃	〃
庶務課長	辺見儀平	埼玉大学庶務部庶務課長に配置換する	42. 4. 1	〃
課長補佐 (庶務課)	井波勝二	経済学部事務長に配置換する	〃	〃
課長補佐 (会計課)	酒井弘	経営短期大学部事務長に配置換する。	〃	〃
学生課長	榎本兼三	茨城大学附属図書館事務長に配置換する	〃	〃
厚生課長	若林俊吉	教養部事務長に配置換する	〃	〃
教授 (文理学部)	大島文雄	教養部に配置換する	〃	〃
(〃)	渡辺義一	〃	〃	〃
(〃)	林良二	〃	〃	〃
(〃)	片山龍成	〃	〃	〃
助教 (〃)	近藤堅二	〃	〃	〃
(〃)	平田一郎	〃	〃	〃
(〃)	横山文雄	〃	〃	〃
(〃)	柿岡時正	〃	〃	〃
(〃)	中臣恵暁	〃	〃	〃
(〃)	小森典	〃	〃	〃
(〃)	坂井昌市	〃	〃	〃
(〃)	梅原隆章	〃	〃	〃
(〃)	杉本新平	〃	〃	〃
(〃)	大谷重彦	〃	〃	〃
(〃)	奥貫晴弘	〃	〃	〃
(〃)	上野英雄	〃	〃	〃
(〃)	山本篤司	〃	〃	〃
(〃)	沢田和夫	広島大学(教養部)助教授に配置換する	〃	〃
事務長 (教育学部)	斉藤義康	文理学部事務長に配置換する	〃	〃
教授 (経済学部)	神野璋一郎	和歌山大学(経済学部)教授に配置換する	〃	〃
事務長 (〃)	有岡進	教育学部事務長に配置換する	〃	〃
広島大学 庶務課長	木村寿作	富山大学庶務課長に配置換する	〃	〃

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
香川大 庶務課長 帯畜産大 厚生課長	住友 衛	富山大学学生課長に配置換する	42. 4. 1	文部大臣
学 長	河野 喬	富山大学厚生課長に配置換する	〃	〃
学 長	横田 嘉右衛門	教養部長事務取扱を命ずる	〃	〃
事 務 局 長	有田 文雄	経営短期大学部事務長事務取扱を免ずる	〃	〃
課 長 補 佐 (会 計 課)	本 田 文 治	辞職を承認する	42. 3. 31	〃
事 務 長 (文 理 学 部)	柳 瀬 茂 光	〃	〃	〃
事 務 長 補 佐 (工 学 部)	鎌 仲 百 之 介	〃	〃	〃
助 教 授 (教 育 学 部)	安 藤 幸	辞職を承認した	42. 4. 15	〃
教 授 (文 理 学 部)	桑 田 秋 水	昭和42年3月31日限り停年より退職した	42. 4. 1	〃
(〃)	山 本 健 磨	〃	〃	〃
(〃)	福 島 栄 七	〃	〃	〃
(経 済 学 部)	城 宝 正 治	〃	〃	〃
(工 学 部)	森 光 三	〃	〃	〃
	橋 本 十 代 一	教諭 (教育学部附属小学校) に採用する	42. 3. 16	富山大学長
	松 井 博 文	事務員 (庶務課) に採用する	42. 4. 1	〃
	道 寛 久 雄	事務員 (会計課) に採用する	〃	〃
	岡 田 勝 二	技術員 (計算センター) に採用する	〃	〃
	高 邑 欣 市	事務員 (学生課) に採用する	〃	〃
	林 清 治	事務員 (厚生課) に採用する	〃	〃
	石 田 安 弘	講師 (文理学部) に採用する	〃	〃
	高 森 邦 明	講師 (教育学部) に採用する	〃	〃
	加 瀬 正 二 郎	〃	〃	〃
	田 中 晋	〃	〃	〃
	島 原 一 清	教諭 (教育学部附属中学校) に採用する	〃	〃
	本 江 進	〃	〃	〃
	蓑 口 義 隆	教諭 (教育学部附属小学校) に採用する	〃	〃
	笹 川 勇	〃	〃	〃
	平 井 宗 寿	〃	〃	〃
	的 場 勝 美	助手 (薬学部) に採用する	〃	〃
	河 上 孝	事務員 (薬学部) に採用する	〃	〃
	砂子田 仙 吉	技能員 (薬学部) に採用する	〃	〃
	藤 野 広 春	〃	〃	〃
	松 木 賢 司	助手 (工学部) に採用する	〃	〃
	高 田 節 子	教務員 (工学部) に採用する。	〃	〃
	中 村 信 一	事務員 (工学部) に採用する	〃	〃

現官職	氏名	異動内容	発令年月日	発令者
	池永都	技術員(工学部)に採用する	42. 4. 1	富山大学長
	野田豊	〃	〃	〃
	前川清徳	用務員(工学部)に採用する	〃	〃
	高尾貢	事務員(教養部)に採用する	〃	〃
	林洋子	事務補佐員(庶務課)に採用する	42. 4. 3	〃
	新村栄子	事務補佐員(会計課)に採用する	〃	〃
	藤井明	〃	〃	〃
	平等路子	〃	〃	〃
	吉野義光	事務補佐員(施設課)に採用する	〃	〃
	度山満里子	事務補佐員(学生課)に採用する	〃	〃
	新村敏郎	臨時用務員(教育学部)に採用する	〃	〃
	諏訪京子	事務見習(教育学部)に採用する	〃	〃
	白石颯子	事務補佐員(薬学部)に採用する	〃	〃
	浦上喜笑子	事務補佐員(工学部)に採用する	〃	〃
	鈴木正	〃	〃	〃
	頭川恵子	事務補佐員(教養部)に採用する	〃	〃
	磯野睦子	〃	〃	〃
	前川徳太郎	臨時用務員(教養部)に採用する	〃	〃
	中西純子	事務補佐員(附属図書館)に採用する	〃	〃
	藤野良雄	臨時用務員(学生課)に採用する	42. 4. 6	〃
	山村弘	臨時用務員(教育学部)に採用する	〃	〃
	村上久美子	事務補佐員(教養部)に採用する	〃	〃
	村井忠邦	教務員(工学部)に採用する	42. 4. 16	〃
	高島正信	技術員(施設課)に採用する	42. 4. 20	〃
	内田節子	教務員(薬学部)に採用する	42. 5. 1	〃
文部事務官 (会計課)	森慶二	管財係長に昇任させる	42. 4. 1	〃
文部技官 (施設課)	富田龍二	工管係長に昇任させる	〃	〃
文部事務官 (学生課)	山下寿和	学務係長(薬学部)に昇任させる	〃	〃
〃 (厚生課)	奥野武則	学生会館係長(学生課)に昇任させる	〃	〃
文部技官 (工学部)	坂井徹	助手に昇任させる	〃	〃
東京医科歯科大学 用度係長	沢崎成逸	富山大学会計課用度係長に転任させる	〃	〃
経営短期大学部 学務係長	林弘	富山大学文理学部学務係長に転任させる	〃	〃
富山工業高等専 門学校教務係長	高崎公文	富山大学経済学部学務係長に転任させる	〃	〃
庶務係長 (庶務課)	土井盛治	人事係長に配置換する	〃	〃
文部事務官 (〃)	森田美喜子	教養部に配置換する	〃	〃

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
文 部 事 務 官 (庶 務 課)	野 口 隆	教育学部に配置換する	42. 4. 1	富山大学長
総 務 係 長 (会 計 課)	加 藤 昭 作	司計係長に配置換する	〃	〃
出 納 係 長 (〃)	田 中 昇	総務係長に配置換する	〃	〃
管 財 係 長 (〃)	早 崎 寛 威	教育学部会計係長に配置換する	〃	〃
事 務 員 (〃)	松 本 進	教養部に配置換する	〃	〃
工 営 係 長 (施 設 課)	沖 健 松	企画係長に配置換する	〃	〃
学 生 係 長 (学 生 課)	高 倉 弘 一	教務係長に配置換する	〃	〃
教 務 係 長 (〃)	黒 田 信 吉	教養部総務係長に配置換する	〃	〃
学 生 会 館 係 長 (〃)	永 森 俊 夫	学生係長に配置換する	〃	〃
事 務 員 (〃)	細 野 功	文理学部に配置換する	〃	〃
講 師 (文 理 学 部)	宇 尾 野 逸 作	教養部に配置換する	〃	〃
(〃)	吉 田 和 夫	〃	〃	〃
(〃)	上 村 直 己	〃	〃	〃
(〃)	石 田 安 弘	〃	〃	〃
助 手 (〃)	藤 井 昭 二	〃	〃	〃
学 務 第 1 係 長 (〃)	野 村 信 生	教養部学務係長に配置換する	〃	〃
文 部 事 務 官 (〃)	蔵 北 博	薬学部に配置換する	〃	〃
(〃)	扇 谷 甚 右 工 門	教養部に配置換する	〃	〃
(〃)	大 野 教 山	〃	〃	〃
(〃)	酒 井 正 保	〃	〃	〃
(〃)	島 田 政 信	〃	〃	〃
(〃)	瀬 川 慶 之	〃	〃	〃
(〃)	中 島 政 次	〃	〃	〃
事 務 員 (〃)	松 下 健 作	〃	〃	〃
(〃)	高 瀬 邦 弘	経済学部に配置換する	〃	〃
技 能 員 (〃)	土 肥 研 二	教養部に配置換する	〃	〃
講 師 (教 育 学 部)	有 沢 一 男	〃	〃	〃
助 手 (〃)	福 田 明 夫	〃	〃	〃
会 計 係 長 (〃)	高 木 行 則	薬学部会計係長に配置換する	〃	〃
学 務 係 長 (經 済 学 部)	数 見 宇 佐 男	工学部学務係長に配置換する	〃	〃
文 部 事 務 官 (〃)	堀 重 男	教養部に配置換する	〃	〃
会 計 係 長 (薬 学 部)	民 谷 順 治	会計課出納係長に配置換する	〃	〃
文 部 事 務 官 (〃)	藤 波 佐 九 郎	教養部に配置換する	〃	〃
学 務 係 長 (工 学 部)	鐮 木 隆 二	庶務課庶務係長に配置換する	〃	〃
事 務 員 (〃)	新 田 昌 六	会計課に配置換する	〃	〃

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
(〃 〃)	前 田 邦 樹	文理学部に配置換する	42. 4. 1	富山大学長
技 能 員 (〃 〃)	松 丘 健 治	教養部に配置換する	〃	〃
文 部 技 官 (文 理 学 部)	中 川 省 三	復職した	〃	〃
文 部 事 務 官 (〃 〃)	大 畑 憲 司	休職期間を更新する (42.9.3まで)	42. 4. 4	〃
附属学校事務主任 (教 育 学 部)	吉 田 徳 正	附属学校事務主任は附属学校係長となった	42. 4. 1	〃
薬学専門図書室事務主任 (附属図書館)	本 田 善 彦	薬学専門図書室事務主任は薬学専門図書室係長となった	〃	〃
工学部分館事務主任 (〃 〃)	永 田 佐 一	工学部分館事務主任は工学部分館係長となった	〃	〃
文 部 事 務 官 (会 計 課)	浦 田 隆 志	富山工業高等専門学校に出向させる (厚生係長に)	〃	〃
(〃 〃) (文 理 学 部)	白 野 明	経営短期大学部に出向させる (学務係長に)	〃	〃
(〃 〃) (教 育 学 部)	中 田 昭 暉	富山工業高等専門学校に出向させる (教務係長に)	〃	〃
(〃 〃) (文 理 学 部)	前 川 徳 太 郎	辞職を承認する	42. 3. 31	〃
教 諭 (附 属 中 学 校)	長 枝 英 子	〃	〃	〃
(〃 〃) (附 属 小 学 校)	野 村 武 一	〃	〃	〃
(〃 〃)	藤 波 弘	〃	〃	〃
(〃 〃)	五 十 里 満 義	〃	〃	〃
助 手 (薬 学 部)	荻 野 洋 子	〃	〃	〃
文 部 技 官 (〃 〃)	新 村 敏 郎	〃	〃	〃
臨 時 用 務 員 (厚 生 課)	田 村 吉 昭	〃	42. 5. 10	〃
助 手 (工 学 部)	島 崎 利 治	〃	42. 5. 20	〃
文 部 技 官 (〃 〃)	野 村 弘 明	〃	〃	〃
(〃 〃)	杉 山 毅	〃	〃	〃
(〃 〃)	水 谷 一 樹	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (会 計 課)	野 崎 和 子	〃	42. 5. 31	〃
事 務 補 佐 員 (工 学 部)	竹 下 笑 子	〃	〃	〃

学 内 諸 報

昭 和 41 年 度 卒 業 式

第15回富山大学卒業式並びに第6回富山大学経営短期大学部卒業式は、3月20日(月)午前10時から黒田講堂で挙行された。

この日の卒業生は、各学部658名、経営短大94名ではかに専攻科修了生10名。晴れて卒業(修了)証書を授与された後、学長告辞、文部大臣祝辞(代読)、吉田県知事から来賓の祝詞があり、これに対して卒業生を代表して中村豊司(工学部)、吉田恵吉(経営短大)の両君が答辞を述べ、蛍の光の奏楽のうちに式が終った。

各学部学科別卒業生数、各専攻科修了生数並びに経営短期大学部卒業生数は次のとおり

学 部	学 科 等	男	女	計
文 理 学 部	文 学 科	16	29	45
	理 学 科	48	9	57
	(小 計)	64	38	102
教 育 学 部	小学校教員養成課程	17	42	59
	中学校教員養成課程	26	42	68
	(小 計)	43	84	127
経 済 学 部	経 済 学 科	144	1	145
薬 学 部	薬 学 科	29	41	70

工 学 部	電 気 工 学 科	37	0	37
	工 業 化 学 科	58	0	58
	金 属 工 学 科	33	0	33
	機 械 工 学 科	49	0	49
	生 産 機 械 工 学 科 (小 計)	37	0	37
計		494	164	658

教育専攻科	教 育 専 攻	8	0	8
経済学専攻科	経 理 経 営 専 攻	2	0	2

経営短期大学部	経 営 科 (第 2 部)	88	6	94
---------	---------------	----	---	----

昭和41年度大学院学位記授与式

第3回富山大学大学院薬学修士学位記授与式は、3月18日午前10時から本部会議室で挙行された。

この日の修了者は20名(うち女子1名)で、その氏名、修士学位論題は次のとおり

(氏 名)	(修士学位論題)
酒 井 克 美	Morphinan 類似化合物の合成研究
堀 孝 子	含窒素多環状化合物の合成と反応に関する研究
池 永 修 一	燐酸化アミノ酸誘導体の合成研究
大 菅 喜一郎	熱検出自動液体クロマトグラフィーによる医薬品とその関連化合物の分離定量
笹 山 浩三郎	2-Hydrazino-3-Phenylquinoxaline と Aliphatic aldehyde との反応生成物の構造について
谷 口 政 和	新クロマト充填剤合成の試み
勝 尾 明	ナンテン葉の一新黄色成分とフラボノイドの薬理学的研究
横 井 秀 輔	合成ケイ酸アルミニウムの制酸能における構造的解釈
小 西 英 正	撫順産頁岩油成分の研究。特に多核芳香族炭化水素の検出について
増 田 信 男	頁岩油成分の研究。2,4,6-Trialkylpyridine の利用研究
一 柳 博 康	Hdropyridazine 誘導体の脱水素反応。5,6-Dihydro-3-ethoxycarbonyl-4-hydroxy-2-methyl-4aH-pyridazo [2,3-a] quinoline の脱水素反応
川 平 準 市	Pyridoflavanone 類の合成。3-Aryl-1-carbo-2,3,-dihydro-1H-Pyrano [3,2-f] quinoline の合成
山 口 信 一	HydroPyridazine 誘導体の脱水素反応。6,7-Dihydro-2-ethoxycarbonyl-1-hydroxy-3-methyl-11bH-Pyridazo [3,2-a] isquinoline の脱水素反応
江 原 道 政	Glycollecithin の合成
小 川 荘 一	Clostridium pertingens PB6K の産生するα毒素の活性測定法の比較検討およびウレアーゼ・ヒドロキサム酸複合体の性質

片 岡 直 斗 2-メチル-1,4-ナフトキノン (K₃) と
コウボアルコール脱水素酵素 (YADH)
の反応および K₃ 反応生成物のトリプ
シン消化について

田 村 秀 明 Adrenergic receptor におけるβ-効
果増強機序に関する分子薬理学的研究

坂 崎 善 信 アロキサン糖尿病ハツカネズミにおける
病態薬理学的研究

藤 縄 知 昭 インシュリン抗血糖糖尿病ハツカネズミ
による Bioassay

本 家 忠 治 牛胆汁含有成分の平滑筋収縮性物質につ
いて

昭和42年度入学試験

昭和42年度入学試験は、3月23, 24, 25の3日間(25日は教育学部美術, 体育専攻志願者の実技のみ)実施され、その合格者は4月1日発表された。

各学部の志願者、受験者及び合格者等の各数は次のとおり

学 部	学 科 等	募集人員	志願者数	受験者数	欠試者数	合格者数
文理学部	文 学 科	60	336	195	141	60
	理 学 科	125	539	370	169	125
	(小 計)	185	875	565	310	185
教育学部	小学校教員養成課程	100	533	412	121	111
	中学校教員養成課程	50	324	224	100	58
	養護学校教員養成課程	20	85	76	9	22
	(小 計)	170	942	712	230	191
経済学部	経 済 学 科	160	1,478	988	490	185
薬学部	薬 学 科	50	334	201	133	50
	製 薬 化 学 科	50	228	137	91	50
	(小 計)	100	562	338	224	100
工学部	電 気 工 学 部	50	200	119	81	50
	工 業 化 学 科	40	181	109	72	40
	金 属 工 学 科	40	151	113	38	40
	機 械 工 学 科	50	229	137	92	50
	生 産 機 械 工 学 科	40	141	100	41	40
	化 学 工 学 科	40	145	105	40	40
(小 計)	260	1,047	683	364	260	
合 計		875	4,904	3,286	1,618	921

また 経営短期大学部の入学試験は、3月16日に実施され、合格者は3月21日に発表された。

経営短期大学部の志願者、受験者及び合格者等の各数は次のとおり

区 分	募集人員	志願者数	受験者数	欠試者数	合格者数
経営短期大学部 経営科 (第2部)	80	197	190	7	93

昭和42年度入学式

第19回富山大学並びに第9回富山大学経営短期大学部の入学式は、4月10日午前10時から黒田講堂で挙行された。

入学式は、本学学部学生879名、経営短大学生94名計973名の新入学生を迎えて行われ、へき頭、横田学長の

式辞があり、続いて文部大臣祝辞（代読、高瀬文理学部長）、富山県知事（代理、堀岡副知事）らの来賓祝詞があった。これに対し新入学生を代表して坂井行雄（経済学部）、河瀬和文（経営短大）の両名が答辞を述べて式を閉じた。

学 長 式 辞

本日ここに、昭和42年度入学式を挙行し、本学各学部計920名と経営短期大学部93名の皆さんを新しく迎えました。

本年度の入学試験の競争率は、本学にあっては、平均3.8倍と文理学部、教育学部、工学部関係の学生定員増にも拘わらず狭き門でありました。経営短期大学部にあっては2.3倍で例年殆んどコンスタントの倍率であります。いずれもきびしい難関を見事突破して、首尾よく最高の学府に入学されたことを心からお祝いいたします。

本日をもって、皆さんとは末永く師弟の関係が固く結ばれた次第で、何をしても富山大学という家族の一員として、皆さんに親しく接して参ります。

晴れの入門の当初に当り、少しく所懐を述べて皆さんの注意を喚起したいと思います。

吾国の大学生の総数は、現在約90万と称せられますが、これは、ソ連の約3分の1弱、米国の約5分の1弱に当り、人口比率から申しても皆さんの年令層の約2割見当で、大学まで学ぶということは、今も昔に変わりなく、数少ない恵まれた境遇と申さねばなりません。

この栄冠は、皆さんの努力、御父兄及び母校の諸先生方のお世話によるもので、皆さんは、大いにプライドにもえて、これからの学修に立ち向われることを望みます。

大学には、高度の学問研究の自由に深く根ざす大学の自治というものがあります。大学の自治の中に、学部の自治、学生の自治も包含されます。自治とは、一口に申して、他からあまり容喙されず万事自分の責任において全うするの意味であります。

皆さんは、各自の自由意志により決めた専門コースに向かって進まれる訳で、今更申すまでもなく、学修に対しては、自主自立の精神で終始し、手をこまねいて待つことなく、あくまで自身で刈りとるといふ意欲が必要とされます。

私は今から46年前の今の皆さんと同じ時代を回顧しますと、勉強が苦しくなると、つい、いったい誰のための勉強をやっているのかと、勉強が他人事のように思ったことを告白いたします。

これは、まさしく、自立性を見失うとした時で、学生時代の一つの危機であったと思います。皆さんのこれからの学業生活において、若し、かかることがあれば、冷静に判断し、歯をくいしばっても辛捧されるよう必ずや学問研究に理解が深まり、興味も自然に湧き出て、ここに自主性を

取り戻されることを保証いたします。

以上は、学修に対する大学生の基本的態度とも申すべきことであります。

大学は、最高度の専門教育の履修とともに、かたよりのない高度の人間形成のため、一般教育を実施いたします。その必要性は、皆さんが将来地域、職域において、指導的立場に、おかれることから考えても、専門の道と不離一体の形において、円満な高度の教養人になれることが大いに必要とされるからであります。

このためには、学校が時間で決めた正規の学業のほか、課外における自由な自分の持ち時間の活用について、御工夫を願いたいと思います。即ち課外のクラブ活動や過度にわたらぬアルバイト或いは、諸般の視察見学等、大学人として、ふさわしい道を歩まれたいものと思います。

皆さんの出身地の県内、県外の比率は、6対4で県外からも多くの方々を迎えていますので、特に富山県一帯の特殊性に触れ、皆さんが、人間形成の修練場として、当地域が、いかに地の利を占めているかを簡単に申し述べたいと思います。

富山は、北アルプス立山連峰に端を発する百川の流れをもち、古くから水との斗いにて、堅忍持久性が養われ、水を利して農耕を盛んにし、富山湾の海産物により繁栄し往年より、くすりの生産配置により、いよいよいんしんを極めました。

近代工業として、豊富な水資源にて発電王国となり、これが基盤となって吾国のあらゆる一流工業が集っています。

これからの古代より近代に至る産業面のみならず、文化方面にも古い越中文化をもち、特に宗教心の強い土地柄で浄土真宗は、その最もたるものであります。

以上に起因する越中人の独立不羈の土根性、それに風流文化は、決して見逃すことができません。富山留学中、是非時間を利用し、諸般の風物、施設に接し、大いに教養を高める絶好の時期を無駄にしないよう望みます。

最後に健康のことについて、お考え願いたい。

入学試験という非常な緊張から開放され、今や桜とともにわが世の春の気持と思います。

御父兄が、一番心配されることは、学校の成績のこの前に、病気のことと思います。学校には、皆さんの保険組合があり、健康相談の先生も日を決めて見えています。

若い時代は、何事にも無理がきく反面、大いに明るさもあります。呉々も若さを過信することなく、自律生活に徹し、不幸を未然に防がれることを祈ります。

以上、学校態度、教養及び健康の三点にふれましたが、このあと、学生部長さん、また日をあらためて、各学部長さん短大主事の諸先生方から、細々とお話がありますので、洩れなく、よくお聞きとりになり、一日も早く、本学

学生としての生活が、軌道にのることを祈ります。

1967年4月11日

富山大学長 横田嘉右衛門

昭和42年度大学院入学式

本学大学院薬学研究科の入学式は、4月13日午前10時から本部会議室で挙行された。

新入学生は16名で、出身大学学部別および専攻、専攻科目別の数は次のとおり。

出身大学学部別

本学薬学部9名 文理学部2名 工学部2名 金沢大学工学部1名 明治大学工学部1名 韓国国立忠南大学校文科大学1名(外国人国費研究留学生)

専攻、専攻科目別

薬学専攻 薬化学3名、薬品分析化学2名、生薬学Ⅱ1名、薬品合成化学1名、薬品生物化学Ⅱ4名、薬品作用学4名、薬品製造学1名

一方、本年新設の工学研究科の入学式は、5月20日午前10時から本部会議室で挙行された。

新入学生は13名で、出身大学学部別および専攻、研究分野別の数は次のとおり。

出身大学学部別

本学工学部10名、文理学部2名、日本大学工学部1名 専攻、研究分野別

電気工学専攻 制御工学1名、通信工学2名、

工業化学専攻 燃料化学1名、応用物理化学1名、

金属工学専攻 非鉄材科学1名、鉄冶金学2名、鑄造学2名、

機械工学専攻 熱工学3名

昭和42年度科学教育研究室入室式

昭和42年度富山大学科学教育研究室入室式は、5月15日午後1時30分から本部会議室で行なわれた。

当研究室は、理科教育を担当する小、中学校ならびに高等学校教諭の指導力強化を目標として文部省の委嘱で開設するもので 本年度入室した研究生および研究題目ならびに指導にあたる教官は次のとおりである。

研 究 生				指 導 員
氏 名	動 務 校	職 担 当 教 科	研 究 題 目	
土 生 居 弘	福光中学校	教 理 論 科	福光地区の火成岩の研究	教育学部 助 教 授 相 馬 恒 雄
藪 政 二	吉江小学校	教 理 論 科	化学教材の検討と指導法の研究	教育学部 教 授 蜷 川 米 作
舟 山 保	富山県理科教育 センター	教 物 論 理	高校物理の量子物理学的考察	文理学部 教 授 児 島 毅
桑 山 久 雄	〃	教 技 術・家 庭 科 論	中学技術家庭科電気領域の教材研究	教育学部 講 師 広 瀬 禧 七 郎

教 養 部 の 設 置

本学創立以来文理学部で担当していた一般教育課程が、4月1日付けで教養部として独立した。

教養部の設置は、かねてから一般教育審議会で検討されていたものであるが、昭和41年度において、にわかに具体化され、教養部設立準備委員会の発足(昭和42年2月17日)をみて、より具体的に準備が進められ、昭和42年4月1日から設置されたものである。

教養部は、従来の文理学部の一部を校舎として使用するが、昭和42年度には、教養部独自の校舎を一部新築することになっている。

新築される校舎は、鉄筋コンクリート4階建一部2階建で延面積は2.76㎡。1階は、教養部長室、事務室など管理室と教室、2階および4階は、教室、3階は、会議室およ

び講師室となっている。

教育学部に養護学校教員養成課程を設置

本学教育学部に養護学校教員養成課程(入学定員20名)が、昭和42年4月1日付けで設置された。

大学院工学研究科の設置

本学大学院に工学研究科が、昭和42年4月1日付けで設置された。

工学研究科には、電気工学、工業化学、金属工学、機械工学の4専攻が置かれ、入学定員は、36名となっている。

本学大学院については、薬学研究科が昭和38年4月に設置され、このたび工学研究科の設置をみたことによって2研究科を有する大学院となった。

プールの新設

本学プールは、現在富山市内西田地方に一式設置されており、地理的にも使用するには非常に不便な地域にあったが、このほど五福地区敷地内西寄りの体育館横に一式新設することになり、5月16日着工された。

総工費は約920万円、2か月後の7月15日に完成する予定であるが、規模は25m×15mの6コースとなっている。

永年勤続者の表彰

本学職員表彰規則による本年度の表彰式は、5月31日（本学創立記念日）午前11時から本部会議室で行なわれ、次の34氏が永年勤続者として表彰された。

〔勤続35年〕

井上 文武（教育学部） 深井 三郎（教育学部）

〔勤続20年〕

高松 平吉（庶務課）	栗林 繁治（教育学部）
田中 昇（会計課）	守田 保盛（ 〃 ）
山本 昭子（厚生課）	野崎 富作（経済学部）
手崎 政男（文理学部）	植村 元覚（ 〃 ）
児島 毅（ 〃 ）	山崎 佳夫（ 〃 ）
久保 和美（ 〃 ）	上田 道広（薬学部）
清水タカ子（ 〃 ）	高木 行則（ 〃 ）
蜷川 栄作（教育学部）	村中 利吉（工学部）
白井 芳明（ 〃 ）	三上 房男（ 〃 ）
大場 友次（ 〃 ）	山田 正夫（ 〃 ）
一法師頼忠（ 〃 ）	柳瀬 秋夫（ 〃 ）
金子 基之（ 〃 ）	田中 崇子（ 〃 ）
石原 ミキ（ 〃 ）	笠間 とし（ 〃 ）
篁 ハル（ 〃 ）	横山 文雄（教養部）
川井 正信（ 〃 ）	杉本 新平（ 〃 ）
塩谷 孝雄（ 〃 ）	関場 貞子（附属図書館）

全学運動会

本学体育会主催による第1回全学運動会は、好天に恵まれた5月13日、本学グラウンドで行なわれた。

運動会は、約1,000名の学生が参加し、各種目が競われた結果経済学部が優勝した。

第13回大学祭

恒例の第13回大学祭は、本学創立記念日（5月31日）を中心に5月27日から6日間、同実行委員会主催のもとに開催された。

今回は大学祭開催を機会に大学の施設および環境ならびに学生生活を参観を願うため本学後援会会員を招待し、約300名の出席を得て大学祭が盛り上げられた。

行事日程は次のとおり

5月27日 全学集会、仮装行列、バーベキュー、フォーク

ダンス、ファイヤーストーム、駅伝マラソン

5月28日 討論会（教育1小a、経済2c、薬学1、フォークダンスクラブ、歴史研究会）、講演シンポジウム「地域開発と諸問題」（地理研究会）、揺れ動く富山県の高次教育（教育科学研究会）、講演会「科学の発達と人類の課題」日本大学講師広重徹氏、第4回アジア学生会議「東南アジアと日本」（I.S.A.〈国際学生協会〉）、英語劇「A View from the Bridge」（E.S.S.〈英会話クラブ〉）、人形劇「小さいお城」（富大エミール）、映画「黄色いカラス」（富大エミール）、「ヨーロッパの旅」「立山の四季」「新興の富山」（ユースホステル）、子供の国（富大エミール）、茶会（茶道部）、歌声喫茶（ユネスコ）、法律相談所（親法会）、講演会と映画「智恵の遅れた子供達」（F.I.W.C〈フレンズ国際労働キャンプ〉）

5月29日 パネルディスカッション「THE SCHOLAR'S OBLIGATION」（E.S.S.）シンポジウム〔「大学の自治と学生の自治」（各自治会）、「富山大学の現状とその変革」（現代の理論研究会）、（新樹寮）〕、自主講座「現代を学ぶ—思想と文学—」（一般教育自治会）、講演会〔「今ベトナムで—そして日本の現状は?—」（平和を守る会）、「これが沖縄の現実だ」新崎盛暉氏〈東京都庁勤務〉（ユネスコ）〕、映画と講演会の集い「安保闘争と青春群像」（新聞会）、名画鑑賞会「切腹」（映画研究会）、謡曲

5月30日 シンポジウム（全学、教育学部、文化サークル連合）、討論会（工学部電気1）、工学部五福移転問題討論会（工学部五福移転実行委員会）、講演会（薬学部）、放送劇「時間について」・録音構成「タバコについて」（放送研究会）、映画「別れ道」

5月31日 講演会「ベトナム戦争と知識人の役割」作家いいたも氏、合唱コンクール、空手、創作舞踊、混声合唱、落語、ギターマンドリン、イヨールカコーラス、フィルハーモニー、MMS〈モダンミュージック〉

6月1日 講演会「日本資本主義の現状と今後の展望」東京経済大学学長井波卓一氏、「激動する現代世界—平和運動の停滞をいかに突破するか—」青木市五郎氏〈砂川基地拡張反対同盟代表〉・岩木健一氏〈評論家〉・杉原一雄氏〈富山県労働者協議会委員長〉・映画「流血の砂川」（社会科学研究会）

5月27日～6月1日 展示会（美術、書道、写真、地理研究会、ユネスコ、ユースホステル）

7月2日（大学祭賛助企画）講演会「サークルの問題点と今後の方法」矢崎金明氏〈新日本文学会員〉、演劇「アンドロマック」（劇団ふだい）・ユース講演

桜井教授に日本薬学会教育賞

薬学部教授桜井謙之介は、薬学教育に対する功績をたた

えられ、日本薬学会から次のとおり日本薬学会賞を授与され。

賞 状

㊦ 桜井謙之介 殿

本会は貴殿の薬学教育に対する多年にわたる顕著な功績を認めここに昭和42年度日本薬学会教育賞ならびに副賞広川賞を授与し表彰する

昭和42年4月7日

社団法人 日本薬学会会頭 伊藤四十二 ㊦

職 員 消 息

<新任者>

庶務課

庶務課長 木村 寿作
事務員 松井 博文
事務補佐員 林 洋子

会計課

事務官 沢崎 成逸
事務員 道寛 久雄
技術員 岡田 勝二
事務補佐員 新村 栄子
〃 藤井 明
〃 平等 路子

施設課

技術員 高島 正信
事務補佐員 吉野 義光

学生課

学生課長 住友 衛
事務員 高邑 欣市
事務補佐員 度山満里子
臨時用務員 藤野 良雄

厚生課

厚生課長 河野 喬

事務員 林 清治

文理学部

講師 石田 安弘
事務官 林 弘

教育学部

助教授 加藤 龍夫
講師 高森 邦明
〃 加瀬正二郎

〃 田中 晋

教 諭 島原 一清

〃 本江 進

〃 橋本十代一

〃 袁口 義隆

〃 笹川 勇

〃 平井 宗寿

臨時用務員 新村 敏郎

〃 山村 弘

事務見習 諏訪 京子

経済学部

事務官 高崎 公文

薬学部

助 手 的場 勝英

教 務 員 内田 節子

事務員 河上 孝

技能員 砂子田仙吉

〃 藤野 広春

事務補佐員 白石 穎子

工学部

助 手 松木 賢司

教 務 員 高田 節子

〃 村井 忠邦

事務員 中村 信一

技術員 池永 都

〃 野田 豊

用 務 員 前川 清徳

事務補佐員 浦上喜笑子

〃 鈴木 正

教養部

事務員 高尾 貢

事務補佐員 頭川 恵子

〃 磯野 睦子

〃 村上久美子

臨時用務員 前川徳太郎

附属図書館

事務補佐員 中西 昶子

<改 姓>

会計課

事務官 刈賀 春樹 (旧姓・土池)

文理学部

事務補佐員 牧野智恵子 (旧姓・坂本)

<住所変更>

庶務課

事務官 清水 寛

会計課

事務官 刈賀 春樹

〃 大坪 力蔵

文理学部

講 師 松本 進

助 手 小黒 千足

事務官 白野 明

事務補佐員 牧野智恵子

教育学部

助 教 授 池田 トミ

〃 大塚 恵一

〃 藤井 敏孝

講 師 小西 照泰

助 手 竹内 茂弥

事務官 野口 隆

〃 角井与志雄

経済学部

助 手 妙見 孟

薬学部

助 教 授 吉井 英一

助 手 安立 準

技 官 佐野 清教

工学部

教 授 養田 実

〃 宮尾 嘉寿

助 手 加藤 勉

〃 奥井 健一

事務員 東 敏

技術員 高塚 清文

事務補佐員 荒木美登里

教養部

助 教 授 柿岡 時正

附属図書館

事務官 沢井 泉子

経営短期大学部

助 教 授 田村 茂夫

<住所地名・住居表示変更>

庶務課

事務官 涌井三枝子

施設課

技 官 高田 勝春

文理学部

事務官 清水タカ子

〃 涌井 芳朗

事務員 前田 邦樹

工学部

助 手 柳瀬 秋夫

事務補佐員 木下 弘子

主 要 日 誌

本 部

- 3月6日 入学試験管理委員会
 〃 教養部設立準備委員会カリキュラム分科会
 10日 〃
 13日 〃
 15日 評議会（第11回）
 18日 大学院薬学研究科第3回学位記授与式
 20日 卒業式
 23～25日 入学試験
 27日 教養部設立準備委員会法規組織分科会
 30日 教養部設立準備委員会
 〃 後援会役員と経済学部教官との懇談会
 4月1日 評議会（第1回）
 2日 入学試験合格者発表
 3日 後援会役員会
 5日 教養部設立準備委員会法規組織分科会
 6日 教養部設立準備委員会
 〃 教養部設立準備委員会カリキュラム分科会
 10日 教養部設立準備委員会
 11日 入学式
 〃 後援会総会、同役員会
 13日 大学院薬学研究科入学式
 14日 評議会（第4回）
 18日 教養部設立準備委員会
 27日 公務員宿舎委員会
 28日 学部長懇談会
 〃 教養部運営協議会と教養部人事教授会の合同会議
 5月10日 プール建設委員会
 12日 教養部暫定教官人事委員会
 13日 大学祭運動会
 15日 科学教育研究室入室式
 20日 大学院工学研究科入学式
 27日 大学祭前夜祭
 28日 後援会会員の大学施設見学、後援会理事会
 29日 認定講習委員会
 31日 開学記念日
 永年勤続者表彰式

文 理 学 部

3月8日 教授会

- 20日 文理学部卒業祝賀会
 22日 教授会
 ♪ 人事教授会
 23・24日 入学試験
 4月1日 教授会
 11日 人事教授会
 12日 新入学生オリエンテーション
 14日 新学期授業開始
 19日 教授会
 ♪ 人事教授会
 5月16日 X線間接撮影実施
 17日 教授会
 ♪ 人事教授会
 24日 人事教授会

教育学部

- 3月1日 教授会
 3日 職業補導委員会
 4日 教育実習委員会
 6日 特別教職課程委員会
 9日 人事教授会
 10日 教育専攻科入学試験
 13日 大学問題対策委員会
 ♪ 教務委員会
 14日 教授会
 ♪ 教務、補導合同委員会
 15日 人事教授会
 ♪ 附属小学校卒業式
 16日 人事教授会
 ♪ 教育専攻科入学試験合格者発表
 ♪ 附属中学校卒業式
 18日 附属幼稚園卒業式
 23～25日 入学試験
 30日 人事教授会
 4月1日 教授会
 ♪ 教務、補導合同委員会
 ♪ 選考委員会
 4日 附属小学校入学式
 6日 人事教授会
 ♪ 教育専攻科入学式
 ♪ 附属中学校入学式
 10日 選考委員会
 11日 大学問題対策委員会
 ♪ 附属幼稚園入園式
 12日 教授会
 ♪ 新入学生オリエンテーション
 17日 大学問題対策委員会

- 18日 選考委員会
 19日 予算委員会
 24日 職業補導委員会
 ♪ 予算委員会
 25日 人事教授会
 26日 教授会
 ♪ 教務委員会
 5月1日 職業補導委員会
 ♪ 選考委員会
 10日 教務委員会
 11日 選考委員会
 19日 選考委員会
 22日 補導委員会
 24日 教授会
 ♪ 教務委員会
 29日 職業補導委員会
 30日 人事教授会

経済学部

- 3月2日 学科新設推進委員会
 9日 教授会(第33回)
 ♪ 教務委員会
 11日 教務、補導合同委員会
 13日 教務、補導合同委員会
 23・24日 入学試験
 27日 経済学専攻科入学試験
 4月1日 教授会(第1回)
 ♪ 人事教授会
 8日 教授会(第2回)
 ♪ 人事教授会
 12日 新入学生オリエンテーション
 ♪ 新学期授業開始
 ♪ 教務、補導合同委員会
 17日 職業補導委員会(第1回)
 19日 教務、補導合同委員会
 20日 教授会(第3回)
 人事教授会
 24日 経済学会委員会
 25日 職業補導委員会(第2回)
 5月2日 職業補導委員会(第3回)
 11日 人事教授会
 ♪ X線間接撮影実施
 ♪ 経済学会委員会
 13日 教務、補導合同委員会
 ♪ 春季レクリエーション(二上山, 延対寺)
 15日 学術講演会(講師, 中川善之助先生)
 16日 職業補導委員会(第4回)

- 18日 教授会(第4回)
 ♪ 教務、補導合同委員会
 ♪ 職業補導委員会(第5回)
 ♪ 定期健康診断実施
 23日 職業補導委員会(第6回)
 24日 経済学会委員会
 25日 教務委員会
 ♪ 教授会(第5回)
 ♪ 北陸経済研究所常任委員会
 27日 職業補導委員会(第7回)
 29日 教務、補導合同委員会
 30日 職業補導委員会(第8回)

薬学部

- 3月11日 教授会
 ♪ 大学院薬学研究科委員会
 ♪ 研究施設運営委員会
 18日 教授会
 20日 卒業祝賀式
 ♪ 富山薬窓会総会
 23・24日 入学試験
 4月1日 教授会
 ♪ 薬剤師国家試験
 12日 新入学生オリエンテーション
 19日 大学院薬学研究科委員会
 27日 教授会
 ♪ 大学院薬学研究科オリエンテーション
 5月4日 選考委員会
 15日 学務関係事務打合せ会
 16日 職業補導委員会
 ♪ 大学院薬学研究科委員会
 18日 教授会
 25日 就職希望学生X線直接撮影
 26日 薬学部図書館後援会総会

工学部

- 3月14日 一般教授会
 ♪ 補導委員会
 23・24日 入学試験
 25日 大学院設置準備委員会
 28日 大学院設置準備委員会
 4月1日 一般教授会及び専任教授会
 10日 大学院設置準備委員会
 12日 新入学生オリエンテーション
 ♪ 大学院に関する打合せ会
 13日 一般教授会
 ♪ 学部補導委員会

- 14日 新学期授業開始
 17日 大学院設置準備委員会
 19日 大学院に関する打合せ会
 5月1～8日 大学院工学研究科入学願書受付
 10・11日 大学院工学研究科入学試験
 12日 大学院工学研究科委員会
 13日 大学院工学研究科入学試験合格者発表
 17日 一般教授会及び専任教授会
 ♪ 学生、職員のX線間接撮影及び腸、パラチフス
 予防接種実施
 28日 後援会会員工学部見学

教養部

- 4月1日 教養部発足
 10日 教授会(第1回)
 13日 創立懇親会
 ♪ 一般教育オリエンテーション
 14日 新学期授業開始
 19日 教授会(第2回)
 25日 教養部教官と学生との懇談会
 26日 教授会(第3回)
 5月4日 図書委員会
 ♪ 教授会(第4回)
 8～10日 X線間接撮影実施
 17日 教授会(第5回)
 24日 教授会(第6回)

附属図書館

- 3月1日 増加図書目録刊行(昭和40年度)
 8日 事務打合せ会(第11回)
 11日 商議会(第4回)
 4月13日 図書館利用オリエンテーション
 14日 事務打合せ会(第1回)
 24日 事務打合せ会(第2回)
 28日 商議会(第1回)

経営短期大学部

- 3月3日 入学願書受付締切
 10日 教官会議
 16日 入学試験
 20日 卒業式
 22日 編入学、再入学出願者入学試験
 27日 教官会議
 ♪ 入学試験合格者発表
 4月11日 入学式
 ♪ 入学手続締切
 12日 入学者歓迎祝賀会

- 14日 教官会議
 - ㄥ 定期健康診断 (X線)
- 26日 教官会議
 - ㄥ 授業料減免委員会
- 5月13日 経済、短大合同レクリエーション (二上山, 伏木港)
- 19日 学友会総会
- 22日 定期健康診断
- 26日 後援会総会

編集

富山大学庶務課
富山市五福3190

印刷所

昭和印刷株式会社

富山市大泉724
電話 41代3928